

建設業振興基金

# 10 年 の あ ゆ み

(平成 17 年～平成 26 年)

一般財団法人 建設業振興基金

## < 目 次 >

I. 平成 17 年から平成 26 年の主な出来事	
1. 建設産業を取り巻く状況の変化	
(1) 建設投資と建設業就業者数、建設業許可業者数の推移	5
(2) 建設業の経営状況(売上高経常利益率)	5
(3) 建設業の倒産の推移	6
(4) 若年者の減少と高齢化の進行	7
2. 建設産業政策の主な動き	
(1) 法律等の改正	7
(2) 建設産業の改革に向けた検討	9
(3) 社会保険未加入問題	10
(4) 技術者や技能労働者の確保・育成	12
3. 本財団の主な動き	14
II. 金融支援事業の創設とその背景、概要、実績	
1. 通常債務保証	
(1) 事業の創設とその背景	21
(2) 事業の概要	21
(3) 事業実績	22
2. 下請セーフティネット債務保証事業	
(1) 事業の創設とその背景	22
(2) 事業の概要	22
(3) 事業実績	23
3. 地域建設業経営強化融資制度	
(1) 事業の創設とその背景	24
(2) 事業の概要	24
(3) 事業実績	25
4. 下請資金繰り支援事業	
(1) 事業の創設とその背景	25
(2) 基金の一部返納	25
(3) 事業の概要	25
(4) 事業の詳細	26
(5) 事業実績	27
5. 下請債権保全支援事業	
(1) 事業の創設とその背景	27
(2) 基金の一部返納	28
(3) 事業の概要	28
(4) 対象となる下請建設企業等	28
(5) 保証対象債権の債務者としての元請建設企業の要件	29
(6) 助成内容	29
(7) 事業実績	29
6. 建設業災害対応金融支援事業	
(1) 事業の創設とその背景	29
(2) 事業の概要	29
(3) 対象要件	30
(4) 事業の実績	30
7. 国庫補助金等により造成された基金の再点検等	
(1) 基金の再点検の経緯等	30

(2)基金の再点検の結果と平成 27 年度の対応	32
<b>Ⅲ.建設業経理普及支援事業</b>	
1.建設業経理検定試験・特別研修事業	
(1)位置づけ	33
(2)建設業経理士検定試験委員会、試験問題審査会の設置	33
(3)年間2回の開催	33
(4)経営事項審査の平成20年改正	34
(5)東日本大震災に伴う対応	34
(6)建設業経理士検定試験及び建設業経理事務士検定試験 合格者数	34
(7)建設業経理事務士特別研修の拡充(工業高校生等に対する特別研修)	34
2.建設業経理士の支援・育成事業	35
3.建設業会計調査研究事業	
(1)建設業経理研究会の設置	36
(2)一般財団法人建設産業経理研究機構の設置	37
(3)建設業税財務講習会の実施	37
<b>Ⅳ.構造改善事業の推進</b>	
1.建設生産システムにおける合理化の推進	
(1)建設生産システム合理化推進協議会の活動	39
(2)社会保険未加入問題に対する相談対応	39
2.経営革新等の支援	
(1)新分野進出に係る情報の提供	40
(2)経営相談、経営革新に関する冊子・テキストの作成等	40
(3)インターネットを活用した財務診断の実施	40
(4)経営者研修の実施	40
(5)セミナー等の実施	40
3.総合的な人材確保・育成	
(1)建設技術・技能者の教育訓練の実施	41
(2)建設産業人材確保・育成推進協議会の活動	41
(3)基幹技能者の育成・活用方策等の検討	42
(4)海外建設研修生の受入れ及び研修の実施	43
4.情報提供及び活用の促進	
(1)情報提供及び活用の促進	44
(2)月刊誌「建設業しんこう」の発行	44
(3)「建設産業団体要覧」の作成	45
5.調査・研究等の実施	
(1)調査等の実施	45
(2)受託事業の実施	46
6.助成事業の実施	55
7.意見交換会の実施	55
<b>Ⅴ.情報化推進事業</b>	
1.電子商取引の標準化	
(1)情報化評議会	56
(2)電子商取引規約	56
(3)CI-NET による電子商取引環境	58
2.電子商取引の普及推進	
(1)CI-NET 普及拡大に向けた「3 ヵ年活動計画」	59
(2)CI-NET/C-CADEC シンポジウム	60

(3) 広報ツールの整備	60
3.電子商取引の普及に係る国土交通省の支援	
(1) 建設産業政策 2007 ～大転換期の構造改革～	61
(2) 建設業 IT 説明会	61
(3) CI-NET の地域普及促進モデルに関する実証実験	61
(4) 電子商取引導入促進のための CI-NET 導入体験の環境整備等検討業務	62
(5) 電子商取引体験講習会実施業務	62
4.設計製造情報の標準化	
(1) 設計製造情報化評議会	62
(2) 設備 CAD データ交換仕様“BE-Bridge”	63
(3) 設備機器ライブラリデータ交換仕様“Stem”	63
(4) 設計製造情報基盤の整備	64
VI.監理技術者講習	
1.監理技術者講習	65
2.「建築施工管理 CPD 制度」の運用開始	
(1) 「建築施工管理 CPD 制度」とは	67
(2) 制度の背景	67
(3) 制度の特徴	67
VII.技術検定等試験	
1.技術検定試験	
(1) インターネット申込受付の開始	69
(2) 施工技術者試験の廃止に伴う、2 級技術検定「学科試験のみ受験」制度の創設	69
(3) 2 級建築施工管理技術検定試験に係る受検資格の主な改正点	69
(4) 2 級電気工事施工管理技術検定試験に係る受検資格の主な改正点	71
(5) 技術検定合格証明書の様式変更(顔写真入り)等	73
(6) 技術検定試験の合格基準等(平成 25 年 7 月 5 日改定)	73
(7) 技術検定の受検資格の見直し(平成 25 年 11 月 22 日改定)	75
(8) 2 級建築・電気工事施工管理技術検定試験(学科のみ受験)の試験地区拡大	77
(9) 建設業法に基づく技術検定試験の制度見直しについて(平成 26 年 12 月 24 日国土交通省より発表)	79



# I. 平成 17 年から平成 26 年の主な出来事

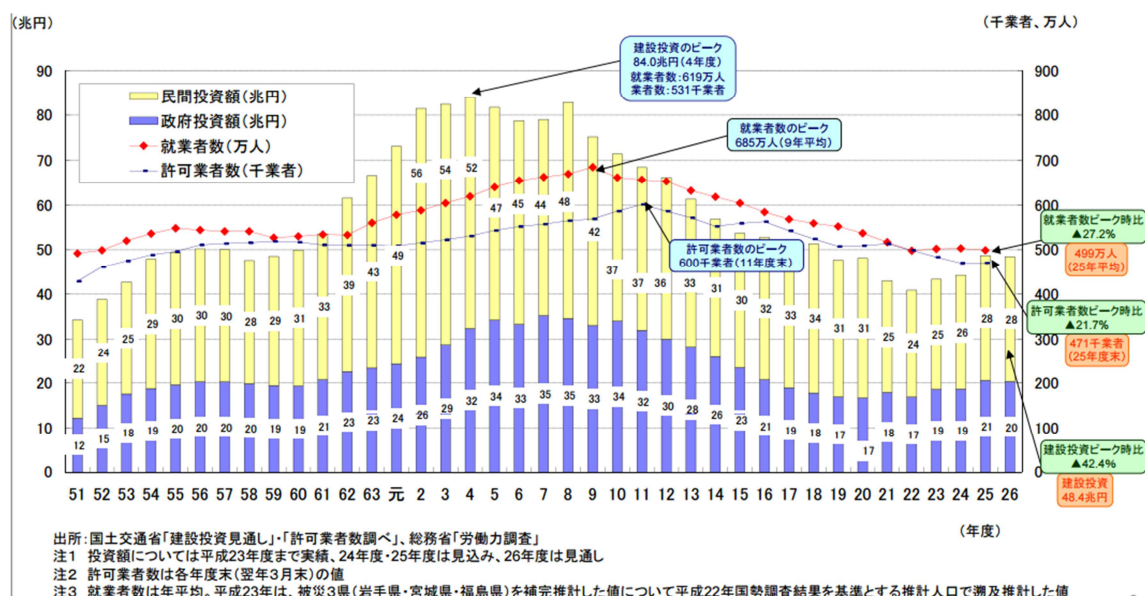
## 1. 建設産業を取り巻く状況の変化

### (1) 建設投資と建設業就業者数、建設業許可業者数の推移

建設投資額については、ピーク時の平成 4 年度の約 84 兆円から平成 22 年度の約 41 兆円まで落ち込んだ。その後、平成 23 年度以降は建設投資額が増加し、平成 26 年度は約 48 兆円となる見通しである。

建設業者数は、平成 25 年度末は約 47 万業者で、ピーク時の平成 11 年度末から約 22% の減となっている。

建設業就業者数については、平成 25 年平均が 499 万人で、ピーク時である平成 9 年平均から約 27% の減となっている。

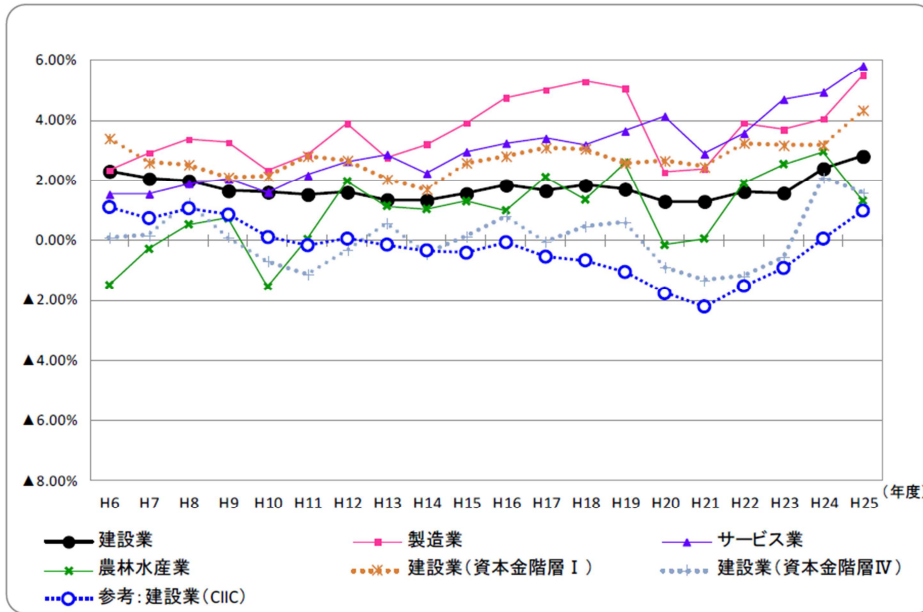


※出典 国土交通省資料「建設産業の現状と最近の取組について」

### (2) 建設業の経営状況 (売上高経常利益率)

下図は建設業と他産業の売上高経常利益率の推移を表したものである。建設業の売上高経常利益率は低下傾向を示し、他産業と比べても低水準で推移してきたが、平成 24 年度には大きな改善をみせ、平成 25 年度も改善傾向が継続している。

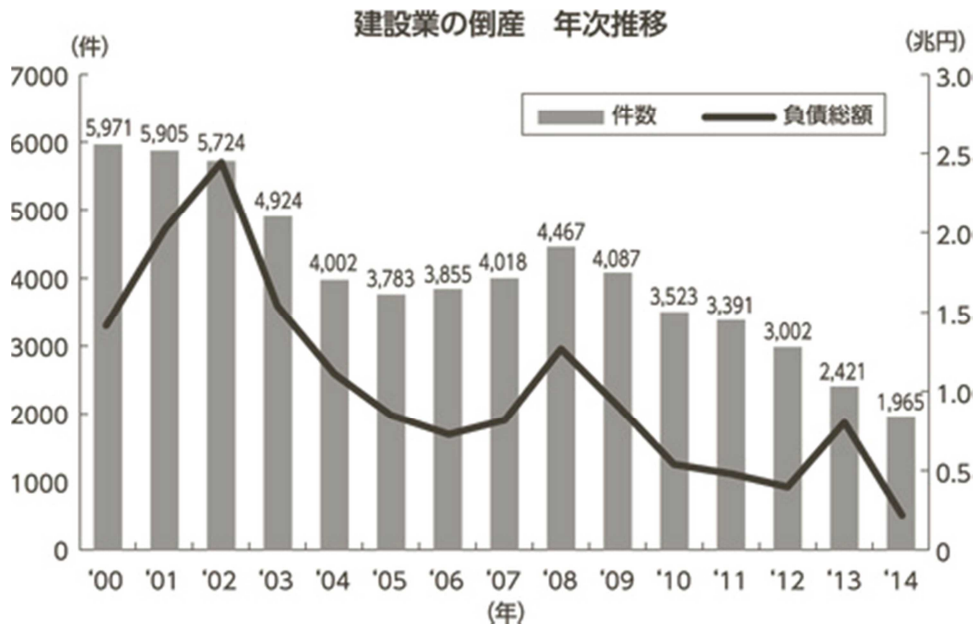
売上高経常利益率



※出典 (一財)建設業情報管理センター「建設業の経営分析(平成 25 年度)」

(3) 建設業の倒産の推移

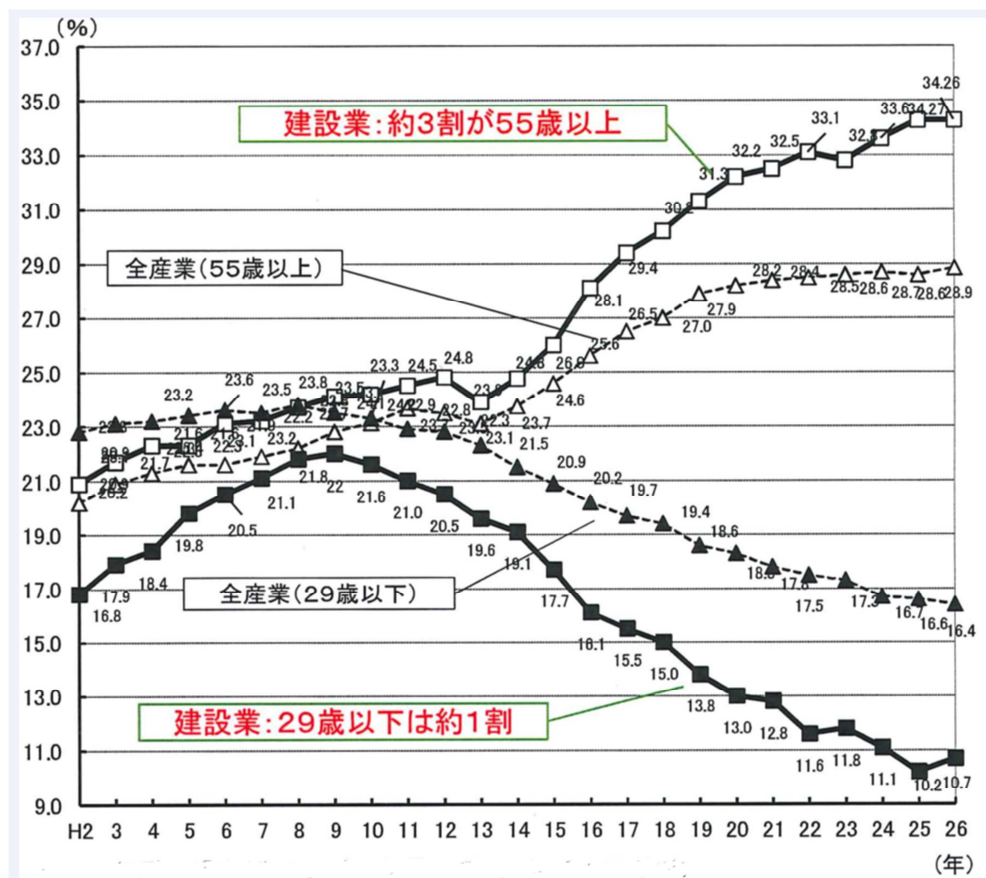
2000 年をピーク (5,971 件) とした倒産件数は 2005 年まで減少傾向であったが、2008 年は改正建築基準法やサブプライムローン問題等の影響を受けた不動産市況の低迷により建設業の倒産件数も増加した。その後は一定の割合で減少傾向にある。「金融円滑化法」と「緊急保証制度」の金融支援策の効果や、東日本大震災の復興工事が本格化したことなどが影響したものと考えられる。



※出典 東京商工リサーチ「年間企業倒産状況」

#### (4) 若年者の減少と高齢化の進行

建設業と全産業との比較で 55 才以上の者と 29 才以下の者の構成比を示したものが下図のグラフである。「55 才以上の構成比」については、平成 13 年頃を境に「建設業 (□)」と「全産業 (△)」では年々乖離しつつあり、高齢化が益々増加する傾向にある。また、「29 才以下」の比較においても平成 9 年頃を境に建設業 (■) と全産業 (▲) の乖離傾向は更に大きく、平成 25 年度の建設業では 29 才以下の比率が約 10% となっている。



※出典 総務省「労働力調査」を基に算出した国土交通省資料より

## 2. 建設産業政策の主な動き

### (1) 法律等の改正

○平成 17 年 公共工事の品質確保の促進に関する法律制定

- ・公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務を明確化
- ・「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」へ転換

○平成 18 年 建設業法の改正

- ・一括下請負禁止の民間工事への拡大（耐震偽装事件を受け、建設業者が平成 20 年 11 月 28 日以降に請け負った共同住宅の新築工事について、一括下請負の禁止）

○平成 26 年「担い手三法」の改正

- ・インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）」を中心に、密接に関連する「入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）」、「建設業法」も一体として改正。

【品確法の改正】

＜目的＞公共工事の品質確保の促進

- そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定
- ・基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保、ダンピングの防止等
- ・発注者の責務（基本理念を配慮して発注関係事務を実施）を明確化  
（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更
- ・事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入、活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正

【入契法の改正】

＜目的＞公共工事の入札契約の適正化

- 公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的な措置を規定
- ◇ダンピング対策の強化
  - ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
  - ・入札の際の入札金額の内訳書の提出、発注者による確認
- ◇契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保
  - ・施工体制台帳の作成・提出義務の拡大

【建設業法の改正】

＜目的＞建設工事の適正な施工の確保と建設業の健全な発達

- 建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定
- ◇建設工事の担い手育成・確保
  - ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手育成・確保の責務
- ◇適正な施工体制確保の徹底
  - ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
  - ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

## (2) 建設産業の改革に向けた検討

### ○平成 19 年 建設産業政策 2007

・「建設産業政策大綱」(平成 7 年)策定後の建設産業を取り巻く環境が大きく変化する中で、建設産業が直面する諸課題に対応するため、平成 18 年から設置された建設産業政策研究会では、今後の産業政策について、平成 19 年に「建設産業政策 2007～大転換期の構造改革～」として報告を行った。

この報告では、公共調達をめぐる談合事件や構造計算書偽装問題、低価格受注の増加など、建設生産に対する信頼の回復が課題となっている状況の中で、今後の建設産業政策の方向として、次の 5 つの政策を強力に推進し、建設産業の構造改革を進めていく必要性を指摘している。

- ①公正な競争基盤の確立－Compliance－
- ②再編への取組の促進み－Challenge－
- ③技術と経営による競争を促進するための入札契約制度の改革－Competition－
- ④対等で透明性の高い建設生産システムの構築－Collaboration－
- ⑤ものづくり産業を支える「人づくり」－Career Development－

### ○平成 23 年 建設産業の再生と発展のための方策 2011

・建設産業の現状を踏まえ、今後の建設産業、特に地域建設業の再生方策を策定するために、国土交通省において平成 22 年 12 月から「建設産業戦略会議」を開催し、平成 23 年 1 月には「建設業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針」を発表するとともに、平成 23 年 6 月 23 日には「建設産業の再生と発展のための方策 2011」(以下「方策 2011」という。)として、7 つの対策が取りまとめられ、建設企業や行政における取組の必要性を指摘した。

- 対策 1 : 地域維持型の契約方式の導入
- 対策 2-1 : 保険未加入企業の排除
- 対策 2-2 : 重層下請構造の是正と施工能力のある企業の育成
- 対策 3 : 技術者データベースの整備と業種区分の点検
- 対策 4 : 入札契約制度改革の推進
- 対策 5 : 海外展開支援策の強化
- 対策 6-1 : 過剰供給構造の是正と不良不適格業者の排除
- 対策 6-2 : 新たな事業分野への展開等
- 対策 7 : 東日本大震災を受けた特別の対応

○平成 24 年 1 月 中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会中間とりまとめ

・中央建設業審議会・社会資本整備審議会 産業分科会建設部会 基本問題小委員会は、建設産業が活力を回復し、持続的に発展していくための方策について検討するために、平成 23 年 9 月に設置され、方策 2011 の具体化を中心とする審議結果について、平成 24 年 1 月に取りまとめを行った。

この中では、建設産業が持続可能で活力ある国土・地域づくりの担い手として、その役割を的確に果たすことができるよう、建設市場の在り方、住宅・社会資本の維持更新、低炭素・循環型社会の構築などの諸課題に対応する施策の充実強化に向けた、さらなる検討が必要であると提言している。

また、その後取りまとめられた「方策 2012」へも引き継がれている。

#### ○平成 24 年 建設産業の再生と発展のための方策 2012

・方策 2011 の取りまとめ後、更に、建設産業が将来にわたり国土づくり・地域づくりの担い手としての役割を果たしていけるよう、建設産業戦略会議において検討が重ねられ、平成 24 年 7 月 10 日、「建設産業の再生と発展のための方策 2012」～「方策 2011」を実現し、東日本大震災を乗り越えて未来を拓く～」（以下「方策 2012」という。）が取りまとめられた。

方策 2012 では、将来の建設産業を見据えて優先的に取り組むべき課題と、東日本大震災への対応を踏まえ、次の対策を取りまとめた。

- ①将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業の構築
  - 対策 1：適正な競争環境の整備 ～公共工事の入札契約制度の改革等(1)～
  - 対策 2：総合的な担い手の確保・育成支援
- ②多様な事業領域・契約形態への展開
  - 対策 3：プロジェクトに対応した円滑な契約のための支援  
～公共工事の入札契約制度の改革等(2)～
  - 対策 4：海外展開支援策の強化
  - 対策 5：時代のニーズに対応した施工技術と品質確保

その後、この報告において提言された施策についての具体策を検討するための新たな検討組織が始動し、同年 9 月には、建設産業の担い手である技能労働者の確保や専門工事業者の評価などについて検討する「担い手確保・育成検討会」が、10 月には、CM 方式などの新たな発注・契約方式について検討する「多様な契約方式活用協議会」が設置されて議論が行われている。

#### (3) 社会保険未加入問題

##### ○社会保険未加入対策の具体化に関する検討会

・建設産業において、下請企業を中心に、年金、医療、雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、技能労働者の処遇低下や若年入職者減少の一因とな

っているほか、適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になる状況が生じていることから、その対策について検討するため、平成 23 年 10 月から国土交通省において学識経験者、関係業界団体、関係労働者団体で構成する「社会保険未加入対策に関する検討会」が開催され、平成 24 年 2 月に対策が取りまとめられた。①行政・元請け・下請一体となった保険加入の推進、②行政による制度的チェック・指導、③建設企業の取組、④法定福利費の確保等の総合的対策の推進により、実施後 5 年度目途に、企業単位では許可業者の加入率 100%、労働者単位では製造業相当の加入率を目指すこととしており、これにより、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保や、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を実現することとしている。

○平成 24 年 3 月 中央建設業審議会提言「建設産業における社会保険加入の徹底について」

・建設産業の社会保険未加入問題については、建設産業戦略会議の提言のほか、平成 24 年 1 月の中央建設業審議会の基本問題小委員会による中間とりまとめにおいてもその改善の必要性が指摘され、同年 3 月に建設産業における社会保険の加入の徹底について、関係者が一体となってそれぞれの立場からの取組を着実に進めるよう、同審議会において提言が出された。

なお、この提言を踏まえて、同年 4 月には、(一社)日本建設業連合会において「日建連社会保険加入促進計画」が策定され、また、(一社)全国建設業協会においても「社会保険加入促進計画」が策定されるなど、各団体での取り組みが始まっている。

○平成 24 年 5 月 建設業法施行規則の改正

・社会保険未加入対策の具体化に関する検討会や、中央建設業審議会の提言を踏まえて、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導や、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化を進めるために、平成 24 年 5 月には関連の規則や告示の改正が行われた。上記のうち、経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化については 7 月 1 日より施行され、建設業の許可申請書への添付書類への保険加入状況の追加、施行体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加については 11 月 1 日から施行された。

○平成 24 年 5 月 社会保険未加入対策推進協議会

・建設産業における社会保険未加入問題について、行政、発注者、元請企業、下請企業、建設労働者等の関係者が一体となって、総合的かつ継続的に取組を実施するための推進体制として、平成 24 年 5 月から「社会保険未加入対策推進協議会」が設置され、各建設専門工事業団体が作成した標準見積書を活用した法定福利費の確保についての確認

など、加入の徹底に向けた取組を強化している。

○平成 24 年 7 月 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

・建設産業における社会保険未加入企業の存在に関連して、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするもとして、国土交通省は平成 24 年 7 月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を策定した。

また、このガイドラインに即して、(一社)日本建設業連合会では、「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」を作成し、会員企業への指導を行っている。

(4) 技術者や技能労働者の確保・育成

○平成 23 年 11 月 技術者制度検討会

・少子高齢化・世代交代により若い優秀な技術者の確保や技術の伝承が困難になるなどの課題が発生し、技術者制度を取り巻く状況が変わってきており、また、平成 22 年 5 月の事業仕分け（第 2 弾）において、建設業法の施行に関して、監理技術者資格者証の交付事業と、監理技術者講習の義務づけが廃止と判定されたことなどから、平成 22 年 11 月から国土交通省において「技術者制度検討会」を開催し、技術者制度の在り方についての検討を行い、平成 23 年 6 月に取りまとめを行った。対策の方向性としては、①技術者に関するデータベースの整備、及び②時代の変化を踏まえた業種区分の点検、の大きく 2 つが掲げられ、今後このとりまとめを踏まえて具体的な検討を進めることとされた。

○平成 22～23 年 建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会

・建設産業における就業者の高齢化や若年入職者の減少により、将来を担う中核的な建設技能労働者の確保が喫緊の課題となっていることから、平成 22 年から国土交通省において、「建設技能労働者の人材確保のあり方に係る検討会」が開催され、平成 23 年 7 月に取りまとめを行った。対策の方向性として、①中核的な技能労働者の確保、②人材確保の充実、③人材育成・技能承継の充実に掲げたうえで、具体的な対策として、保険未加入企業の排除や重層下請構造の是正、人材を大切にしている企業の評価や公共事業労務費調査の活用などによる労働環境対策、建設業団体における戦略的なイメージアップ広報や建設業界と教育機関が連携した入職促進、専門工事業団体におけるキャリアパスの作成などの人材確保方策、OJT から OFF-JT 重視の教育訓練への移行や基幹技能者の評価・活用などの人材育成方策を講じることとされた。

○平成 24 年 9 月 担い手確保・育成検討会

・国土交通省では、建設産業戦略会議の提言を踏まえて、平成 24 年 9 月に建設産業の



担い手の確保及び育成の在り方に関し具体的検討を進めるための「担い手確保・育成検討会」を設置し検討が行われ、平成 25 年 3 月には「建設産業の魅力を発信するためのアクションプラン」が公表された。業界横断的な情報発信の推進、新聞・雑誌等のメディアへの情報発信強化、建設企業や団体が行う情報発信の支援、地域での情報発信の強化など、建設産業に携わる関係者の自主的な取組を前提としつつ、これらの提案を踏まえて各々の立場から共通の目標を持って連携して取り組むことにより、一般社会と建設産業の間に良好なコミュニケーションを実現し、建設産業が正しく理解されることが期待されるとしている。

#### ○平成 26 年 1 月 建設産業活性化会議

・これまで続いた建設投資の減少や受注競争の激化等により、建設企業は疲弊し、現場の技能者等の処遇悪化や若年者入職者等の厳しい状況に直面している。この現状を看過した場合には、労働人口の減少、少子高齢化の加速化等も相まって、中長期的には地域の担い手の不足が懸念され、将来にわたる社会資本の整備・維持管理及びその品質確保や、災害対応等を通じた地域の維持等に支障が生じるおそれがあり、担い手の確保・育成を通じた建設産業の活性化は最重要課題となっている。

このため、建設産業の担い手をめぐる現状や将来の見通しを含む重要課題に関する認識を共有し、短期及び長期といった時間軸に分けた上で講ずべき施策の検討に着手することが必要であることから、持続可能な建設産業を目指し、「建設産業活性化会議」が平成 26 年 1 月に、国土交通省に設置され検討が行われている。

・平成 27 年 5 月現在、発足以来 10 回の会議が開催され検討が行われてきており、平成 26 年 6 月には中間取りまとめがなされ、併せて建設業の総合的な人材確保策 工程表（第一弾）が取りまとめられた。また、平成 27 年 2 月には、建設業の総合的な人材確保・育成対策 工程表（第二弾）が取りまとめられ、これらに基づき諸施策が進められている。

なお、中間報告取りまとめに盛り込まれている担い手確保に向けた基本的な考え方は次の通りである。

- ・建設産業の担い手確保・育成を図るため、①技能者の処遇改善、②若手の早期活躍の推進、③将来を見通すことのできる環境整備、④教育訓練の充実強化、⑤女性のさらなる活用の推進に取り組む。
- ・また、労働力人口が減少する中、生産性の向上が不可欠であり、⑥建設生産システムの省力化・効率化・高度化に発注者・元請・下請が一体となって取り組む。
- ・建設生産システムの省力化・効率化・高度化により、より円滑に資金が元請から専門工事業者、現場の職人まで行き渡る環境整備、計画的な工期・工程等による週休 2 日制の実現につなげる。併せて、民間設備投資を含め建設投資が円滑に実施される環境整備につなげる。

### 3. 本財団の主な動き

・平成 17～26 年間の本財団の事業活動については、「Ⅱ.」以降に取りまとめているが、ここではこの間の主なトピック的な事項を取り上げて記載する。

#### 【平成 17 年度】

##### ○施工技術者試験の最後の試験実施

施工技術者試験は、工業高校で学ぶ生徒等を対象として国家資格を積極的に取得するために設けられた試験制度であり、建築については平成 8 年度から、また電気工事については平成 10 年度から実施され、合格者は 2 級の技術検定試験を受験する場合には学科試験の一部が免除されていたが、平成 17 年 6 月の建設業法施行令等の改正により平成 18 年度からは施工技術者試験は技術検定試験に一本化されることとなったため平成 17 年度が最後の試験となり、平成 17 年 11 月 13 日に全国 23 地区において実施した。

#### 【平成 18 年度】

##### ○登録経理試験の創設及び実施

建設業経理に関する知識と処理能力の向上を図るため、経理検定試験を実施しているが、平成 18 年度の制度改正により、1 級・2 級については、国の制度である登録経理試験（第 1 回建設業経理士検定試験）として実施し、3 級・4 級については、従前どおり第 26 回建設業経理事務士検定試験として実施した。

なお、国の制度として登録経理試験の創設に伴い、2 級の特別研修は廃止となった。

##### ○建設業経理士の情報提供の実施

建設業会計に関する最新情報の提供を目的として電子メールによる無料の情報提供サービス「建設業経理通信」を配信した。

#### 【平成 19 年度】

##### ○建設業経理士の情報提供の実施

資格者相互の情報交換の場として電子掲示板「ケンセツ経理スクエア」を平成 19 年 5 月に開設した。

#### 【平成 20 年度】

##### ○建設業安定化債務保証

平成 20 年 8 月に打ち出した政府による「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、建設業の資金調達の円滑化を推進するために創設された地域建設業経営強化融資制度を受け、建設業の金融に専門的知見等を有する民間事業者を被保証者に追加した。

なお、平成 20 年度第二次補正予算による国の補助金により新たに建設業金融円滑化

基金を造成し、地域建設業経営強化融資制度に係る助成を実施した。

○登録建設業経理士制度の開始

平成 15 年度より 1 級・2 級の経理士試験合格者に対して、建設業の経理業務に必要な実務知識を付与するための実務講習会として「建設業経理士ステップアップ講習会」を開催し、その維持向上に努めてきたが、平成 20 年 4 月に改正された経営事項審査において、建設業経理士の評価が更に高まったこと等を踏まえ、資格取得後の自己研鑽に努める 1 級建設業経理士及び 2 級建設業経理士を認定する制度として、新たに「登録建設業経理士制度」を開始した。

【平成 21 年度】

○下請資金繰り支援事業及び保証ファクタリングを開始

平成 21 年 7 月に創設した下請資金繰り支援事業（買取ファクタリング）に関する債務保証を開始した。

平成 21 年度第二次補正予算による国の補助金 46 億円をもって、建設業債権保全基金を造成し平成 22 年 3 月から保証ファクタリングを開始した。

○建設業と地域の元気回復助成事業の実施

平成 20 年度補正予算により国から 35 億円の補助金の交付を受けて造成した「建設業と地域の元気回復基金」を活用して、建設産業団体や地方公共団体など地域関係者が協議会を構成し、地域の合意形成等を促進しながら異業種との連携等による地域活性化に資する事業の立ち上げを支援する助成事業（建設業と地域の元気回復助成事業）を実施した。

【平成 22 年度】

○建設業金融円滑化事業の実施

平成 20 年度第二次補正予算による国の補助金をもって造成された建設業金融円滑化基金 13 億円及び平成 22 年度補正予算による国の補助金をもって造成された同基金 3.2 億円により、地域建設業経営強化融資制度に係る助成を実施した。

○下請債権保全支援事業の実施

平成 21 年度第二次補正予算による国の補助金をもって造成された建設業債権保全基金 46 億円及び平成 22 年度補正予算による国の補助金をもって造成された同基金 32.4 億円をもって、債権の支払保証事業を実施した。

○海外建設技能実習生受入等事業

建設分野の国際貢献を推進する一環として、関係団体、実習実施機関及び海外の送出し機関等と緊密な連携を図りつつ、また、「出入国管理法」及び「難民認定法」の改正

(平成 22 年 7 月施行) に伴う協定並びに覚書を締結し、監理団体として法務大臣告示を受け事業実施体制を整えた。

### 【平成 23 年度】

#### ○建設企業の連携によるフロンティア事業の実施

平成 22 年度補正予算により国から 11 億円の補助金の交付を受けて造成した「建設業と地域の元気回復基金」を活用して、建設企業が連携の強化を図り、技能者等を新たに雇用することにより、維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込める分野に事業展開を図るため、その事業立ち上げを支援する助成事業（建設企業の連携によるフロンティア事業）を実施した。

#### ○建設産業振興のための調査研究

東日本大震災における建設業団体及び建設企業の活動実績を記録することにより、今後の災害対応における建設業団体等の課題整理と災害対応にあたる建設企業等の活動を広報する方策の検討に資することを目的として、63 団体（支部団体含む。協力企業数 127 社）に対し、「東日本大震災における建設業の災害対応実態調査」を実施した。

#### ○建設業振興活動事業特別緊急支援助成制度の創設、実施

厳しい経営環境が続く建設産業の活性化を図ることを目的として、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間に限り、各建設業団体が取り組む建設業振興活動を緊急に支援する助成を実施した。

#### ○一般財団法人への移行

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）が平成 20 年 12 月 1 日に施行されたことにより当財団は、特例民法法人となり平成 25 年 11 月 30 日までに公益財団または一般財団法人のいずれかに移行することが義務付けられた。

新法人の形を選択するに当たっての基本的な考え方としては、当財団が果たしてきた建設産業界への支援や建設産業行政への協力という役割・任務を今後とも的確に果たすために必要な組織・人員及び財務基盤を安定的に維持・発展させることが重要である。

そこで、当財団内において公益財団法人及び一般財団法人のメリット・デメリット及び移行にあたっての収支シミュレーション等の実務上の検討を行ってきた結果、現状では、一般財団法人＋公益目的支出計画の組み合わせという形で、新法人移行を目指すのが適切であると考え、平成 23 年 3 月 28 日の通常理事会において一般財団法人への移行について組織決定した。

その後、新たな一般財団法人として一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に適合するよう組織形態等を見直し、定款の変更の案及び公益目的支出計画等を作成し、

平成 23 年 9 月 15 日付けにて内閣府へ一般財団法人への認可申請をした。内閣府より公益認定等委員会に諮問され、平成 24 年 3 月 16 日公益認定等委員会より内閣総理大臣に認可の基準に適合する答申書が出され、平成 24 年 3 月 22 日内閣総理大臣より一般財団法人として認可書が出された。

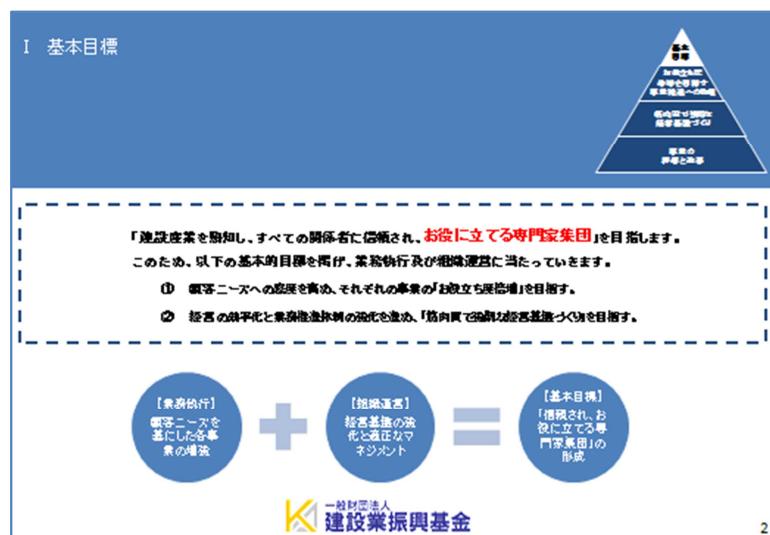
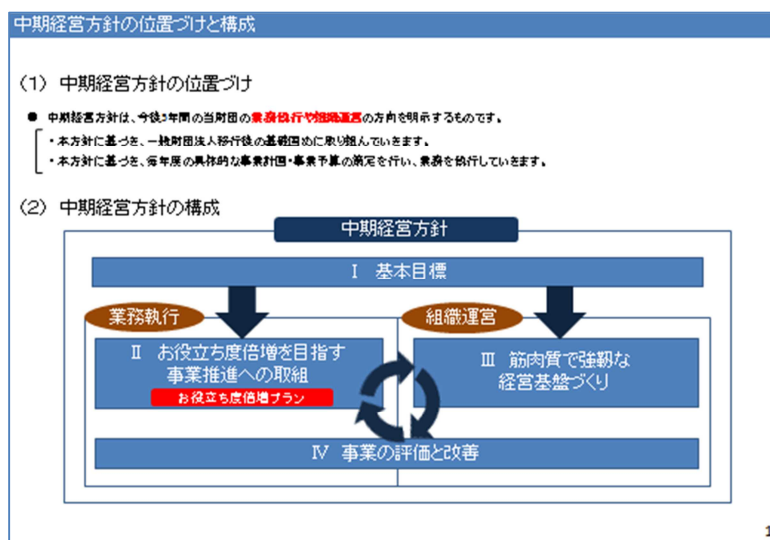
【平成 24 年度】

○中期経営方針の策定

わが国の建設産業界を取り巻く環境は、今後とも厳しい状況が続くものと見込まれ、このような中において、当財団では、今後の社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、建設産業の振興を図るための中核的組織として、「お役に立てる」「専門家集団」を目指し、これを実現することを目的に、「中期経営方針」を策定した。

この経営方針は、今後 5 年間の当財団の業務執行や組織運営の方向を明示するもので、これに基づいて、一般財団法人移行後の基礎固めに取り組んでいくこととした。

なお、中期経営方針の内容は次のとおりである。





### 【平成 25 年度】

#### ○建設産業体質強化支援緊急助成制度の創設、実施

平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間実施した「建設業振興活動事業特別緊急支援助成」の終了にあたり、平成 24 年度の建設産業団体との意見交換会（お役立ち度 UP キャラバン）での意見等を反映し、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間に於いて、建設産業団体が行う建設産業の体質強化に資する事業に対する支援を目的とした「建設産業体質強化支援緊急助成」事業を開始した。

### 【平成 26 年度】

#### ○設計製造情報化評議会の解散

設計製造情報化評議会（C-CADEC）は、平成 26 年 5 月に開催した評議会において、当年度末で解散することが決議され、平成 27 年 3 月開催の評議会をもって解散した。

#### ○建設産業担い手・確保育成コンソーシアム事業

平成 25 年度に当財団が取りまとめた「建設産業人材確保・育成方針」を踏まえ、建設産業団体、関係行政機関、職業訓練校、教育機関等の関係機関が一体となって、建設産業における担い手確保・育成に取り組んでいくための体制を整備するとともに、若年者の入職促進、育成のための事業を具体化し、実行することを目的として 10 月 29 日に「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」を設立した。主な事業は次のとおりである。

- ①地域連携ネットワーク構築支援
- ②教育訓練等基盤の充実・強化
- ③職業訓練校ネットワークの構築

#### ○富士教育訓練センターの支援等事業

国土交通省が平成 25 年 12 月にとりまとめた「富士教育訓練センターの充実強化の具体化に向けた検討委員会報告」に基づき、富士教育訓練センターの建替計画の策定等に関する支援を行った。

- ①富士教育訓練センター建替実行委員会（以下「建替実行委員会」）の設置及び開催
- ②建替実行委員会の設置及び開催

7 月から 3 月までの間、学識経験者、建設業団体、学校関係者等からなる建替実行委員会を 5 回開催、建替計画・運営方針、事業者選定に係る基本的な考え方、建替基本計画、建替工事に係る事業者選定結果、今後の進め方について協議。建替事業者を選定し、平成 27 年 2 月 26 日に職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会を発注者とする工事契約が締結された。

○建築施工管理 CPD 制度の開始

建築施工管理 CPD 制度については平成 26 年 6 月 12 日より運用を開始した。

○外国人建設就労者受入事業の実施

平成 27 年度より同事業を実施するため、2 月 26 日に国土交通省より特定監理団体の認定を受けた。

○創立 40 周年記念事業の取り纏め

創立 40 周年を迎える平成 27 年 7 月に向けて、以下の取り組みを行った。

- ① 公開可能な業務統計、報告書等の成果品を閲覧するための「文書データベース」の構築
- ② 「10 年のあゆみ（平成 17 年から平成 27 年までの成果取まとめ）」作成
- ③ 経営理念・行動指針の策定

また、同事業では、これまで当財団で構築し改良を図ってきたホームページについて、更に利便性向上を図りわかりやすい、使い勝手の良いホームページデザインを目指した検討の実施や、BCP の観点から当財団の業務情報のシステム及びデータのバックアップ体制の構築の検討を行った。



## II.金融支援事業の創設とその背景、概要、実績

凡例：基金の類型（出典：「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）による）  
イ.保有型：債務保証など、基金を保有することにより基金事業を実施する運営形態のことをいう。  
ロ.取崩し型：基金を基金事業の財源に充てることにより、基金が費消される運営形態のことをいう。

### 1.通常債務保証

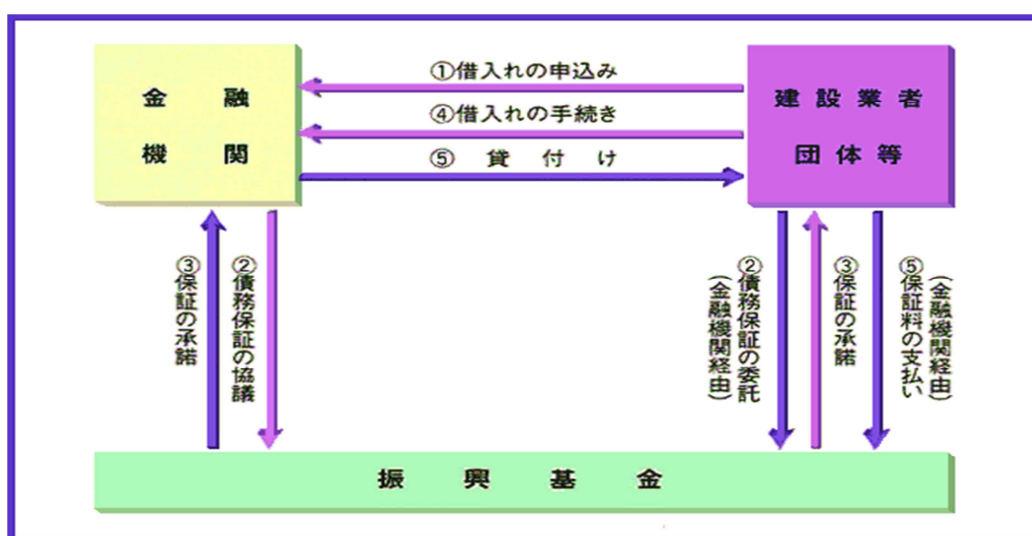
#### (1) 事業の創設とその背景

建設業団体及び中小・中堅建設企業等への資金供給の円滑化の推進を債務保証を通じて支援することを目的として保有型の信用・指導基金(7,086 百万円)を創設し、当財団が設立された昭和 50 年 7 月から事業を行っている。

#### (2) 事業の概要

建設業団体及び事業協同組合等が、①共同施設の購入、新設、改築等のために必要な資金、②共同購入、共同リース等の共同事業のために必要な資金、③構成員に対し、建設業に係る事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金、の借入れを行う際に、当財団が債務保証を行うものである。

更に、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の復旧・復興対策として、平成 25 年 9 月から除染作業を受託する建設企業における資金繰りの円滑化支援を目的とする転貸融資制度を新設をするなど、社会情勢に即応するメニューを増やし、地域の課題解決に貢献している。



※事業のスキーム図（除染作業を受託する会員企業に対する転貸融資制度は除く）

### (3) 事業実績

事業開始の昭和 50 年度から平成 26 年度までの実績は、債務保証は 1,153 件、305,428 百万円、助成金は 134 件、8,338 百万円、融資・斡旋は 3,366 件、457,914 百万円であった。

このうち、東日本大震災の復旧・復興対策として、①除染作業を受託する建設企業に対する転貸融資制度の新設（平成 25 年 9 月以降）、②復旧・復興工事に必要な生コンプラントを地元建設会社を中心となって建設した際の債務保証（平成 25 年 9 月実施）、③復旧・復興工事に従事する作業員を宿泊させるための施設建設（平成 25 年 6 月以降）を共同施設に含めることとした。平成 26 年度までの実績は、除染事業の転貸融資は 63 件、23,623 百万円、生コンプラント建設への債務保証は 1 件で 84 百万円であった。

## 2. 下請セーフティネット債務保証事業

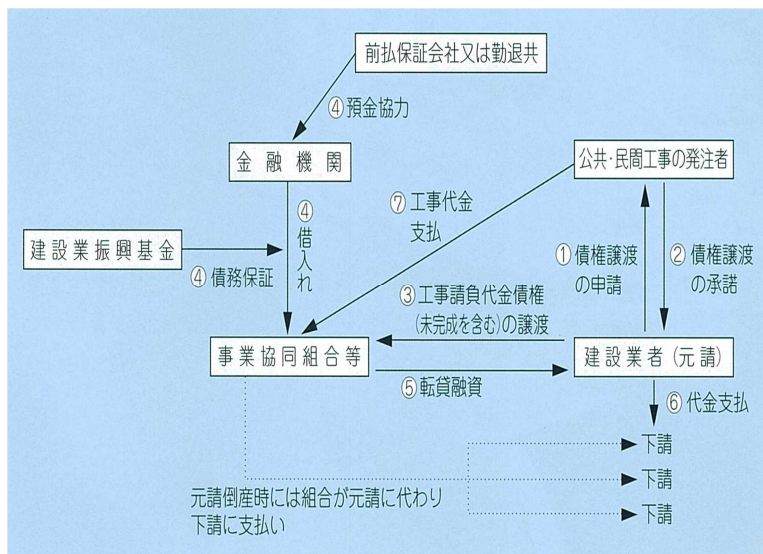
### (1) 事業の創設とその背景

平成 10 年度に金融機関による貸し渋り問題が深刻化した際、中小・中堅建設企業の資金調達の円滑化や下請代金の支払いの適正化等を図ることを目的として、同年度の第 3 次補正予算において当財団に保有型の建設業安定化基金（5,000 百万円）を創設して、平成 11 年 1 月から事業を開始した。その後、何度か基金の積み増しが行われ、現在は約 15,654 百万円となっている。

### (2) 事業の概要

公共工事を受注した元請建設企業等から事業協同組合等への公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、事業協同組合等が当該譲渡債権を担保に元請組合員等に対して転貸融資を行うとともに、下請の保護を図ることを目的としたものであり、事業協同組合等が金融機関から転貸資金を借り入れる際の債務保証及び出来高査定費用等の一部の助成を当財団が行うというものである。

その後、平成 14 年 1 月には公共工事一次下請負人等用セーフティネット債務保証制度を創設した。また、平成 14 年 12 月には保証対象を拡大し、公共工事請負代金債権だけでなく、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事（電気事業、ガス事業、鉄道事業、電気通信事業、社会福祉事業、教育事業及び医療事業の用に供する施設その他当財団が認めた施設に関する工事）の請負代金債権も本事業の対象とした。



(特徴)

- イ 工事出来高に応じての融資
- ロ 低利による資金調達が可能
- ハ 連帯保証人、不動産担保が不要
- ニ 簡易・迅速な融資
- ホ 経審 Y 評点アップ

※事業の基本的なスキーム図（発注者によって異なる場合もある）

- 1) 工事を施工中の建設業者（元請）が、発注者から将来受け取る工事請負代金の債権（未完成を含む）を事業協同組合等に譲渡するため、発注者に対して債権譲渡の申請を行う。
- 2) 元請が当該債権を事業協同組合等に譲渡することに対し、発注者が承諾を行う。
- 3) 元請が当該債権を事業協同組合等に譲渡する。
- 4) 事業協同組合等が、構成員に融資する資金（転貸資金）を金融機関から借り入れるに当たり、当財団が債務保証を行うとともに、前払保証会社または勤労者退職金共済機構の預託制度の活用により、金利低減が期待できる。
- 5) 事業協同組合等は、当該譲渡債権を担保とし、出来高の範囲内で元請に融資する。
- 6) 元請は、事業協同組合等より借り入れた資金を当該工事の一次下請負業者等に支払う。
- 7) 発注者は、債権譲受人である事業協同組合等に工事代金を支払う。

※通常の場合

事業協同組合等は貸付金と精算の上、残余があれば元請に返還する。

※元請が倒産等した場合（原則型）

出来高対応分の工事代金の支払を受けた事業協同組合等は、元請に代わって下請への支払を行う。

(3) 事業実績

事業開始の平成 10 年度から平成 26 年度までの実績は、債務保証は 11,832 件、268,230 百万円であった。助成金は 9,628 件、145 百万円(事務経費助成 50 百万円、出来高査定助成 95 百万円)であった。

### 3.地域建設業経営強化融資制度

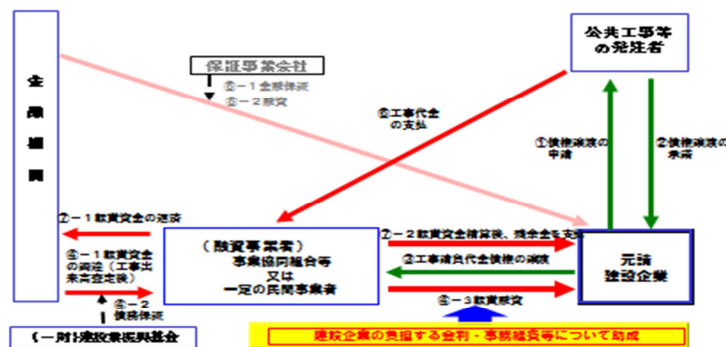
#### (1) 事業の創設とその背景

建設投資の急速な減少、資材価格の高騰等により、厳しい状況下にあった地域の中小・中堅建設企業の資金調達の円滑化を支援するため、平成 20 年 10 月 16 日に成立した平成 20 年度第 1 次補正予算において、上記 2 の「下請債セーフティネット債務保証事業」に転貸融資の債務保証部分を担わせつつ、出来高査定費用、金利負担、事務経費の一部助成を行うための取崩し型の金融円滑化基金（1,300 百万円）を当財団に創設し、平成 20 年 11 月から事業を開始した。なお、本事業は時限の制度であるが、これまで毎年度の補正予算において延長措置が講じられている。基金についても複数回の積み増しが行われており、その総額は約 1,880 百万円となっている。

#### (2) 事業の概要

公共工事を受注した元請建設企業等から事業協同組合等への公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、事業協同組合等が当該譲渡債権を担保に元請建設企業等に対して当該工事の出来高の範囲において転貸融資を行う。事業協同組合等が金融機関から転貸資金を借り入れる際の債務保証及び出来高査定費用、金利負担等の一部助成を当財団が行う。更に、出来高を超えた部分（未完成部分）について、元請建設企業等は、保証事業会社の金融保証を受けた上で、金融機関から直接融資を受けることが可能となった。その後、平成 22 年度補正予算を受けて、平成 22 年 12 月には、公共工事請負代金債権だけでなく、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事（電気事業、ガス事業、鉄道事業、電気通信事業、社会福祉事業、教育事業及び医療事業の用に供する施設その他当財団が認めた施設に関する工事）の請負代金債権、平成 23 年 5 月には、東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等にも保証対象を拡大した。また、助成スキームは、下請セーフティネット債務保証よりも手厚いものとなっている。

本制度のスキーム



(特徴)

- イ 工事出来高に応じた融資
- ロ 低利による資金調達が可能
- ハ 連帯保証人、不動産担保が不要
- ニ 金利等の助成
- ホ 簡易・迅速な融資
- ヘ 経審 Y 評点アップ

※事業の基本的なスキーム図

### (3) 事業実績

事業開始の平成 20 年度から平成 26 年度までの実績は、債務保証は 16,319 件、415,473 百万円であった。助成金は 1,596 百万円(金利助成 551 百万円、事務経費助成 512 百万円、出来高査定助成 533 百万円)であった。

## 4. 下請資金繰り支援事業

### (1) 事業の創設とその背景

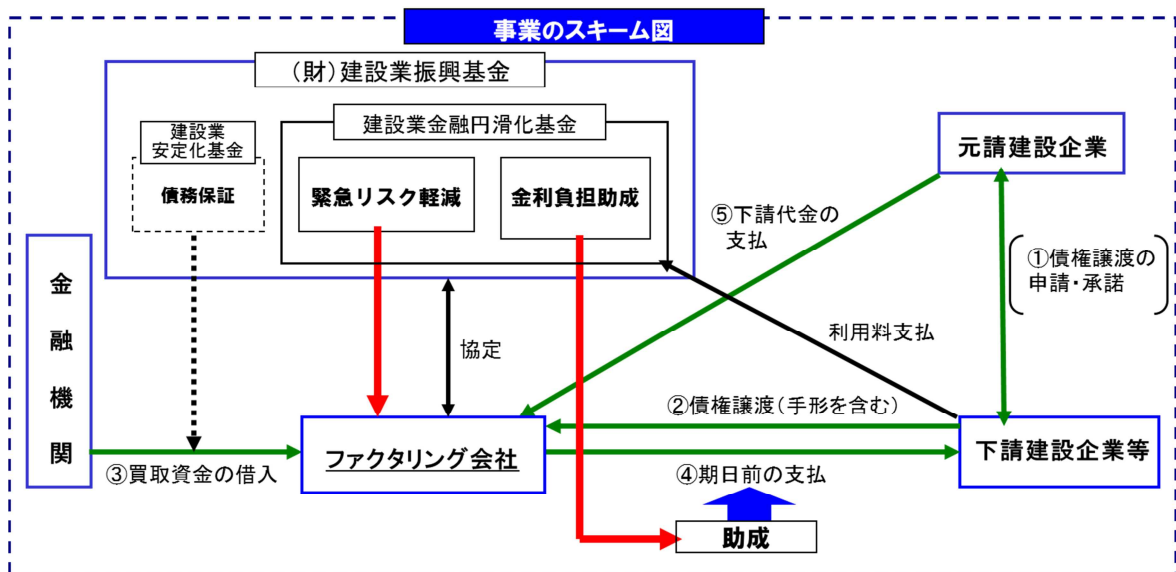
下請資金繰り支援事業は、景気状況が悪化する中、建設投資の急速な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい経営状況に直面している中小・中堅の下請建設企業又は資材業者（以下「下請建設企業等」という。）の資金繰りの円滑化を図ることを目的として、平成 21 年 5 月 29 日に成立した平成 21 年度第 1 次補正予算において、取崩し型の建設業金融円滑化基金（9,600 百万円）を当財団に創設し、同年 7 月から平成 22 年 3 月末まで実施した事業である。

### (2) 基金の一部返納

その後、「平成 21 年度第 1 次補正予算の執行の見直しについて」（平成 21 年 10 月 16 日閣議決定）による国土交通大臣からの通知に基づき、上記(1)で創設した基金のうちの 5,900 百万円及び当該額の運用から生じた果実 2.5 百万円を、平成 21 年 12 月に国庫へ返納した。

### (3) 事業の概要

本事業は下請建設企業等の資金需要に応じて、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権（当該工事請負代金等に対応する元請建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形（手形期間が 120 日を超えないものに限る。以下単に「手形」という。）を含む。以下単に「債権」という。）を、ファクタリング会社買い取る場合に、当財団が下請建設企業等の金利負担を軽減するための助成を行うとともに、元請建設企業の倒産等により、買い取った債権の回収が困難となったため発生した損失の補償を行うものである。また、本事業においては買戻しの条件なしで債権を買い取りするため、ファクタリング会社買い取った債権の全部又は一部の回収が困難となっても下請建設企業等に債権の買戻し義務はない。



#### (4) 事業の詳細

##### 1) 対象となる下請建設企業等

本事業の対象となる下請建設企業等は、次に掲げる要件のいずれかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の中小・中堅企業とする。

- ①元請建設企業から当該建設工事の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業
- ②元請建設企業に当該建設工事に関する資材を直接供給している資材業者

##### 2) 対象となる債権

###### ①債権の成立要因

本事業による買取の対象となる債権は、元請建設企業を債務者、下請建設企業等を債権者とするものであって、建設工事に関するものとする。

###### ②元請建設企業の要件

本事業による買取の対象となる債権は、次に掲げる要件をすべて満たす元請建設企業が債務者であるものとする。

- イ) 本事業に基づく債権の買取を実施しようとする日が属する年度又はその前年度に公共工事（国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。）の受注実績があること。
- ロ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと。

- ハ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- ニ) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。
- ホ) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

### 3) 助成内容

#### ①金利助成

ファクタリング会社が債権を買い取るときに、下請建設企業等がファクタリング会社に支払う金利の  $1/2$  (ただし年率上限 3%) を、ファクタリング会社を通じて当財団が助成する。

#### ②損失補償助成

ファクタリング会社が下請建設企業等の保有する債権を買い取った後、元請建設企業に係る民事再生手続開始の申立て等の事由により当該買取債権の全部又は一部の回収が困難となったため、ファクタリング会社に損失が生じたときは、当該損失額の 95% に相当する額を当財団が助成する。

#### ③利用料金

下請建設企業等はファクタリング会社に債権を買い取ってもらう際、債権買取金利の 1% に相当する額を事業の利用料として、ファクタリング会社を通じて当財団に支払う。

### (5) 事業実績

事業開始の平成 21 年 7 月から事業が終了した平成 22 年 3 月末までにファクタリング会社の買い取った債権の総額は 7,689 百万円 (1,461 件) であった。また、金利助成金は 46 百万円、損失補償金は 93 百万円 (18 件) であった。

なお、本事業が平成 22 年 3 月末をもって終了したことに伴い、基金の精算残額の 3,569 百万円を、平成 22 年 11 月に国庫へ返納した。

## 5. 下請債権保全支援事業

### (1) 事業の創設とその背景

建設投資の急速な減少、厳しい金融環境等を受けて、中小・中堅の下請建設企業又は資材業者 (以下「下請建設企業等」という。) が極めて厳しい経営環境に直面していたことから、下請建設企業等の経営を支えるための金融支援対策として、下請建設企業等の有する債権を保全するための措置が講じられることとなり、平成 22 年 1 月 28 日に成立した平成 21 年度第 2 次補正予算において、取崩し型の建設業債権保全基金 (4,600 百万円) を当財団に創設し、上記 4. の「下請資金繰り支援事業」の実質的な後継として平成 22 年 3 月から事業を開始した。なお、本事業は時限の制度であるが、これまで毎年度の補正予算において延



長措置が講じられている。基金についても複数回の積み増しが行われており、その総額は8,376百万円となっている。

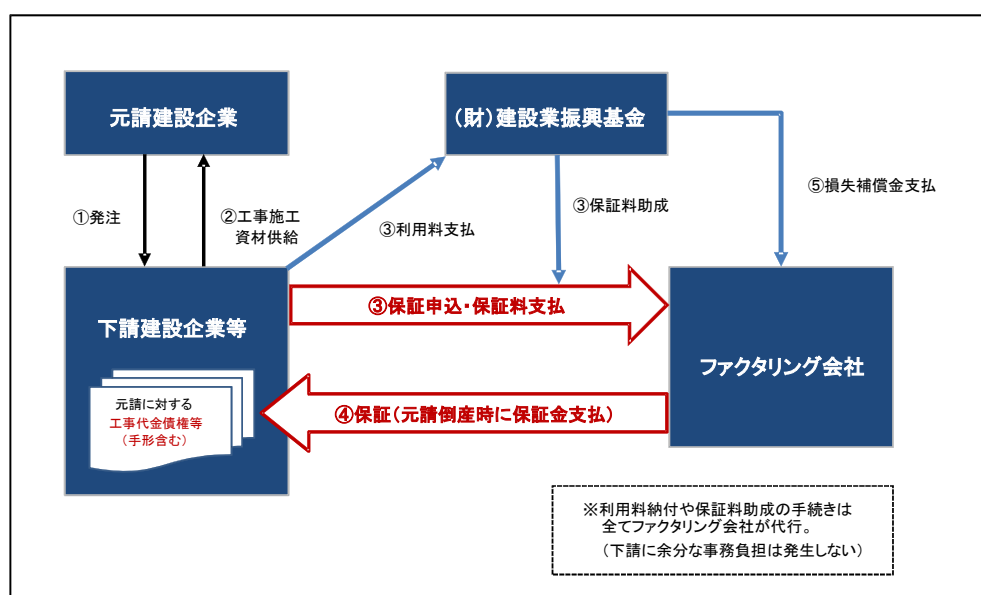
## (2) 基金の一部返納

その後、平成22年度第2次補正予算で措置された下請建設企業支援対策費補助金(3,240百万円)のうちの支払ボンド・信託方式活用支援事業(680百万円)については、平成24年3月末をもって期限を迎えたことから、その精算残額の638百万円を、平成24年10月に国庫へ返納した。

## (3) 事業の概要

下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等に係る債権の支払をファクタリング会社が保証する場合、下請建設企業等が負担する保証料の負担の軽減を図るための助成を行うとともに、元請建設企業の倒産等によりファクタリング会社が保証債務を履行した場合に損失補償の助成を実施している。なお、本事業を利用するには、利用料の支払いが必要である。

(併せて、東日本大震災被災地域における、工事代金債権買取事業や建設機械の割賦・リース・レンタル債権の保証事業も実施している。)



## (4) 対象となる下請建設企業等

元請建設企業から建設工事（被災地域において行われるがれき等の災害廃棄物の撤去等を含む）の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業、又は元請建設企業に建設工事に関する資材を直接提供している資材業者のいずれかで、原則として、資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅業者。



#### (5) 保証対象債権の債務者としての元請建設企業の要件

経営事項審査を受けていること（保証開始日の1年7ヶ月前以降）若しくは公共工事の受注実績があること（当年度又は前年度）、破産・更正手続等申立がなされていないこと、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと、電子債権記録機関の取引停止処分を受けていないこと、財務内容の健全性が著しく損なわれていないこと（債務超過でない）、保証事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと、の各要件を全て満たす元請建設企業。

#### (6) 助成内容

- 1) 保証債務の履行によりファクタリング会社に生じた損失に対して助成割合を乗じた額を補償する。（助成割合：平成21年度は95%、平成25年度以降は90%、平成26年度以降は85%。）
- 2) 平成23年度から、下請建設企業が負担する保証料に対して3分の2（但し、平成26年度中の開始分までは年率4%、それ以降は年率3%を上限とする）を助成する。

#### (7) 事業実績

事業開始の平成22年3月から平成26年度末時点までの実績は、ファクタリング会社が保証した保証総額は55,976件、332,099百万円、保証料助成総額は97,074件、2,883百万円、損失補償助成総額は387件、1,639百万円であった。

## 6.建設業災害対応金融支援事業

### (1) 事業の創設とその背景

建設投資の減少やそれに伴う受注競争の激化等により、建設機械の保有に見合った工事量が確保できないことなどから、建設機械を保有する建設企業が減少してきており、災害時における応急復旧活動を円滑に行うことが困難となることが懸念されることから、平成25年3月26日に成立した平成24年度第1次補正予算において、災害協定を締結している地域建設業に対し、災害時において使用される建設機械等の購入資金の金利助成を行うため、取崩し型の建設業金融円滑化基金に1,049百万円を積み増し、平成25年3月から事業を開始した。

### (2) 事業の概要

建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利又は割賦で購入する際の金利手数料の初年度1年分の3分の2（ただし、上限金利は4%分までとする。）を助成する。

### (3) 対象要件

#### 1) 対象となる災害対応建設企業

本事業の対象となる災害対応建設企業は、次に掲げる要件の何れかを満たす、原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の中小・中堅建設企業とする。

①国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の建設業団体に加盟している建設企業（これらの下請会社等の協力会社を含む。）

②国又は地方公共団体と直接災害協定を締結している建設企業（これらの下請会社等の協力会社を含む。）

#### 2) 対象機種

事業開始時は、ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベルの 3 機種。平成 26 年 2 月に、クレーン等 38 機種が追加され 41 機種に拡大した。

#### 3) 対象期間

対象となる機械の購入日（売買契約日）の期間は、ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベルについては平成 25 年 1 月 11 日～平成 27 年 2 月 28 日、他 38 機種については平成 26 年 2 月 6 日～平成 27 年 2 月 28 日までとする。

#### 4) 対象機械を購入すること

売買契約・割賦契約等で所有権移転が確実なものが対象。リース契約は原則対象外。

##### ※東日本大震災特例

東日本大震災により滅失等した機械の代替として購入する場合は、特例として対象機種、購入時期制限が緩和されている。

### (4) 事業の実績

事業開始から平成 26 年度末までの実績は、支援決定件数は 2,104 件、支援決定金額は 597 百万円となり、これに対応する建設機械の購入金額は 40,446 百万円となった。また、金利助成件数は 1,753 件、金利助成金額 227 百万円となった。

なお、平成 27 年 3 月の申込については審査中である。

## 7.国庫補助金等により造成された基金の再点検等

### (1) 基金の再点検の経緯等

1) 国会の議決等で基金に関する様々な指摘がなされる中、平成 26 年 6 月 24 日に閣議

決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2014」では、「基金は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から、厳に抑制するとともに、国から交付された補助金等により独立行政法人、公益法人等や地方公共団体に造成された基金の執行状況を全て公表し、使用実績も踏まえながら使用見込みの低い基金については返納を検討する。」とされた。

2) 更に、平成 26 年 11 月 28 日に開催された行政改革推進会議の「基金の点検の強化について」において、以下を主な内容とする方針が決定された。

『1. 各府省における再点検の実施

各府省は以下の観点から早急に再点検を実施し、余剰資金は国庫返納を行う。

- ① 過去の執行実績や具体的な需要等を基に、より精度の高い事業見込みを算定し、「保有割合」の再計算を行う。
- ② 事業執行期間中の条件緩和や制度拡充は、基金創設時の当初の目的が達成されたものとして、原則として余剰資金を国庫返納すべき。また、終了期限の延長についても、同様に厳格な対応を取る。
- ③ 基金方式によることなく事業が実施できないか真摯に検討する。
- ④ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している事業は廃止を含め在り方を検討。』

3) その後、各府省において基金の再点検が行われ、平成 27 年 1 月 26 日に開催された行政改革推進会議において「基金の再点検の結果について」が報告されたが、その主な内容は以下のとおりである。

『・昨年 11 月の「秋のレビュー」における検証結果を踏まえ、昨年 11 月 28 日の行政改革推進会議において、各府省に対し直ちに全基金を再点検し、余剰資金を国庫納付するように求めることとなった。

- ・ これを受けて各府省において再点検を実施、その結果、平成 26 年 10 月以降新たに 3,000 億円を超える国庫返納を確保（注）。 「秋のレビュー」実施前の「基金シート」を通じた各府省の自己点検の取組み等も含め、国庫返納の実績及び見込みは以下の通り。

（注）下記 2. (2)、(3)の合計額

1. 点検対象基金：174 基金（平成 25 年度末現在）

2. 再点検による余剰資金等の国庫返納の状況

(1)平成 26 年 9 月末(基金シート公表時点)までの既国庫返納額： 1,172 億円

(2) 平成 26 年 10 月以降本年度末までの国庫返納見込み額： 490 億円

(3) 平成 27 年度以降における国庫返納見込み額： 2,970 億円

(平成 27 年度分の国庫返納見込み額： 2,639 億円) 』

このうち、当財団の基金に関する当時の見積りは、以下のとおりである。

**参考** 国庫補助金等により公益法人等に造成された基金の国庫返納状況

基金名	基金事業名	27年度以降返納見込み額
建設業安定化基金	下請セーフティネット債務保証事業	400百万円
建設業金融円滑化基金	地域建設業経営強化融資制度 建設業災害対応金融支援事業	520百万円
建設業債権保全基金	下請債権保全支援事業	2,946百万円

(2) 基金の再点検の結果と平成 27 年度の対応

行政改革推進会議における基金の再点検の結果に基づき平成 27 年度に予定している対応は、以下のとおりである。

- 1) 地域建設業経営強化融資制度については、本制度が延長された平成 28 年 3 月まで転貸資金の債務保証を活用できるが、平成 27 年度の期中に当該事業に係る建設業金融円滑化基金が払底となるため、本制度の助成については、当該基金がすべて取り崩された場合には、その時点で終了することとしている。
- 2) 下請債権保全支援事業については、本事業が延長された平成 28 年 3 月まで下請建設企業等の有する工事請負代金の債権等の支払い保証等が活用できる。なお、平成 28 年 3 月末における支払い保証に係る建設業債権保全基金の使用見込み額を留保した残額を、平成 27 年度内に国庫へ返納する予定である。
- 3) 平成 26 年度で終了する建設業災害対応金融支援事業については、平成 26 年度末における支援決定通知者に対する金利助成を実施し、当該事業に係る建設業金融円滑化基金の使用見込み額を留保した残額を、平成 27 年度内に国庫へ返納する予定である。

### Ⅲ.建設業経理普及支援事業

#### 1.建設業経理検定試験・特別研修事業

##### (1) 位置づけ

平成14年の閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成17年国土交通省中央建設業審議会において、『建設業の経理に必要な知識を確認するための試験』を、登録試験として省令に規定した上で実施することとされた。その閣議決定を踏まえ、平成18年4月に建設業法施行規則が改正され、同規則第18条の3に規定する登録経理試験が創設された。

建設業振興基金では、登録経理試験の実施機関として国土交通省への登録申請を行うに当たり、従来実施していた1・2級建設業経理事務士検定試験を発展的に解消し、登録経理試験（1級・2級）を実施することとし、平成18年6月8日に国土交通大臣から登録証の交付（登録番号1）を受けた。これにより、建設業振興基金は、平成18年度より「建設業経理士検定試験（1級・2級）」を実施することとなり、合格者の称号は、それぞれ「1級建設業経理士」「2級建設業経理士」となった。

なお、3級と4級については、従来どおり「建設業経理事務士検定試験」の名称で建設業振興基金が行う独自の資格試験との位置づけとなった。合格者の称号については、それぞれ「3級建設業経理事務士」「4級建設業経理事務士」となった。

##### (2) 建設業経理士検定試験委員会、試験問題審査会の設置

平成9年5月、建設業経理事務士検定制度委員会と建設業経理事務士検定試験委員会を設置し、制度委員会において出題範囲の決定、合格基準その他重要事項を審議し、試験委員会において試験問題の作成、出題範囲の検討、合格基準の策定を行ってきた。

平成18年6月、建設業経理士検定試験（1級、2級）が登録経理試験となるのに合わせて、それまでの制度委員会、試験委員会を廃し、建設業経理士検定試験委員会とその下部組織として試験問題審査会を設置した。新たな試験委員会は、建設業法施行規則で定める10名以上の者から構成し、職務として登録経理試験（1級、2級）についての年間実施計画の決定、試験問題の決定、出題範囲の決定、合格基準の決定、その他重要事項の決定を行っている。試験問題審査会では、建設業法施行規則で定める学識経験又は実務経験のある者、かつ、試験委員会の委員から構成し、職務として登録経理試験（1級、2級）の試験問題及び出題範囲並びに合格基準の検討を行い、建設業経理事務士（3級、4級）の試験問題の決定その他諸事項の決定を行っている。

##### (3) 年間2回の開催

登録経理試験となるまでは、1級～4級試験を毎年3月第2日曜日に開催してきたが、登録経理試験となって以降は、受験者の利便性を向上させるため、1級、2級について

は、9月第2日曜日に開催する上期試験及び3月第2日曜日に開催する下期試験の年間2回としている（実際に年間2回開催としたのは、平成19年度以降）。3級、4級については、従来どおり年間1回、3月第2日曜日に開催している。

#### (4) 経営事項審査の平成20年改正

平成20年に経営事項審査が改正され、経営事項審査のW4において、加点点評価の対象とされていた「建設業経理事務士等の数」が廃止され、新たに「公認会計士等数」が評価の対象とされた。加点点評価の対象となる資格者は、公認会計士、会計士補、税理士、国土交通大臣の登録を受けた者が実施する登録経理試験（1・2級）の合格者に加え、平成17年度の試験までに資格取得している1級建設業経理事務士、2級建設業経理事務士とされた。

さらに、社内の1級建設業経理士が経理実務責任者として経理処理の適正を確認し、自ら署名した書類を提出することによる自主監査を行った際に加点点されることとされた。

#### (5) 東日本大震災に伴う対応

平成22年度下期試験（第9回経理士・第30回経理事務士）の実施日の前々日の平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、本検定試験にも影響を与えた。試験実施業務の委託先である各県建設業協会と連絡をとり、東北地方の試験地である青森、盛岡、仙台、秋田、山形及び福島、関東地方の試験地である水戸、宇都宮、埼玉、千葉、東京、藤沢及び静岡の13ヶ所の試験を中止した（前橋は試験を開催）。これら13ヶ所の受験予定者7,785名に対して、受験料全額を返還することとした。

#### (6) 建設業経理士検定試験及び建設業経理事務士検定試験 合格者数

（平成27年5月10日現在）

1級	2級	3級	4級	合計
23,934	286,462	266,566	195,837	772,799

#### (7) 建設業経理事務士特別研修の拡充（工業高校生等に対する特別研修）

建設業経理事務士特別研修（3級・4級）は、講習と検定試験を組み合わせで実施するもので、研修最終日に行われる検定試験に合格すると、3級又は4級建設業経理事務士の資格が得られるもので、昭和59年から実施している。

この特別研修は、従来、主に社会人（建設企業の経営者や従業者等）を対象としてきたが、若年者の建設業に対する理解及び入職促進を図るという観点から、平成22年度から工業高校生等に対しても特別研修を実施することとした。

【工業高校生等向け特別研修の実績】 (平成 27 年 3 月末現在)

年 度	4 級合格者数	3 級合格者数
平成 22 年度	3 校 54 名	3 校 25 名
平成 23 年度	2 校 25 名	2 校 11 名
平成 24 年度	10 校 293 名	3 校 72 名
平成 25 年度	31 校 871 名	8 校 114 名
平成 26 年度	36 校 959 名	20 校 265 名

## 2.建設業経理士の支援・育成事業

平成 20 年に経営事項審査が改正され、1 級建設業経理士が自主監査する場合に評価の対象となった。この趣旨は、企業が作成する計算書類の虚偽や誤謬を防止し、質の高い企業情報の作成に関与できる人材に対して適正な評価を行うというものである。

これにより、建設業経理士はこれまで以上に重要な役割を担うことになることから、国土交通省から当財団に対し、平成 20 年 3 月 17 日付で次の旨の通知がなされた。

登録経理試験実施機関（建設業振興基金）は、登録経理試験に合格した者の建設業の経理に関する業務を遂行する能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、企業会計基準の変更等必要な情報の提供その他の措置の実施に努められたい。

この通知を受け、当財団では、経営安定化に努力する企業や人材を支援するため、平成 21 年 3 月から建設業経理士（1 級・2 級）を対象に、会計知識等の維持及び向上を図ることを目的とする登録建設業経理士制度を創設した。

当財団が実施する「登録建設業経理士講習会」を受講・修了した者に対しては、検定試験合格後も積極的な自己研鑽を行う者である登録建設業経理士として当財団が認定するとともに、以下のような 5 年間のサービス提供を行っている。

なお、平成 27 年 3 月末現在の登録建設業経理士講習会の受講者数は、1 級 4,006 名、2 級 5,424 名となっている。

### 【登録建設業経理士に対するサービス】

#### ① 登録証（カード）の発行

建設業経理士登録講習会を受講・修了した「登録 1 級・2 級建設業経理士」に対しては、登録証（有効期間 5 年）を発行している。建設業経理検定試験合格後においても、引き続き積極的に自己研鑽を行い、企業の経営安定化に努力する者であることを証明するも

のである。

#### ② 登録建設業経理士の所属企業の公示

当財団のホームページ（HP）に、登録建設業経理士の所属企業を公示している。これにより、当該企業が経理面の信頼性を高める努力をしていることが確認できる。また、公共発注者に対しても、定期的に登録建設業経理士を雇用している企業名を報告している。

#### ③ 継続学習ツールや動画の配信

登録建設業経理士限定のウェブサイトを経媒体として、継続学習ツールである「建設業経理通信 Premium」を登録期間中にわたって配信している（月1回）。「建設業経理通信 Premium」では、建設業会計に関する情報はもとより経営戦略の立案、労務管理等、多岐にわたる内容を提供している。また、同ウェブサイトでは各種セミナーや講演等の動画配信などを行っている。

#### ④ 各種セミナーへの無料又は特別割引価格での招待

登録建設業経理士は、当財団が実施する「スキルアップセミナー」に無料で参加することができる。このスキルアップセミナーは、経営戦略や経営計画の立案・策定など様々なテーマで全国主要都市において開催している。

### 3.建設業会計調査研究事業

#### (1) 建設業経理研究会の設置

建設省が平成7年に策定した「構造改善戦略プログラム」において、経営基盤強化事業が戦略的推進事業として位置付けられた。これを受け、当財団は、建設業会計に係る諸課題について調査研究を行うため、大学研究者、公認会計士、建設業界の実務者等から構成される「建設業経理研究会」を平成7年11月に設置し、建設業会計をはじめとする建設業経営に関する諸課題について調査研究を行うこととした。

これまでの活動成果としては、会計基準の公開草案に対し建設業界の実情を踏まえた意見具申を行ったり、経営事項審査改正時に基礎資料の作成やデータ分析等を実施し、行政のバックアップ等を行ってきた。また、調査研究成果の調査報告書を関係団体等へ配布してきた。

なお、平成23年の東日本大震災の際には、原発事故により損害を受けた建設業者が適正な賠償額を算定できるように、建設業会計の特性を踏まえた算定のあり方の指針を公表した。



【建設業経理研究会の成果品】（平成 17 年度～）

名 称	作成年月
中小建設企業の会計指針	平成 18 年 6 月
工事契約会計	平成 20 年 6 月
工事契約会計適用ガイドライン	平成 21 年 6 月
建設業における原子力損害賠償額算定	平成 23 年 11 月

(2) 一般財団法人建設産業経理研究機構の設置

上記「(1) 建設業経理研究会の設置」のとおり、建設業経理研究会が行った調査研究の成果は、報告書として関係団体等へ無料で配布していた。しかし、このような方法に限定されることなく、幅広く普及させるため、市販可能な専門誌を通じて、研究会の成果を普及することとするため、当財団の外に出版事業をも行う組織として「建設産業経理研究所」（人格なき社団）が、平成 9 年 5 月に設立された。また、組織形態の強化（任意団体から一般財団法人）を図りながら諸事業を推進していく観点から、平成 25 年 4 月「一般財団法人建設産業経理研究機構」に改められた。

この一般財団法人建設産業経理研究機構では、建設業振興基金と連携しながら、建設業会計の専門誌「建設業の経理」（季刊）の発行をはじめ、フォーラムやシンポジウムの開催、単行本（建設業の経営 3 月決算版）の発行、コンサルティング、受託調査等を実施している。

(3) 建設業税財務講習会の実施

建設業会計調査研究事業の一環として、税務会計や財務会計等の知識の普及と処理能力の向上を図り、企業の経営改善に資することを目的に、「建設業税財務講習会」を建設業団体と建設業振興基金が共催で実施している。

講習会の実施を希望する建設業団体は、所定のカリキュラム一覧の中から選択し実施することとしている。なお、カリキュラムは、毎年、適宜見直しを行っている。

【平成 26 年度のカリキュラム例】

- 維持・補修時代の経営戦略及びコスト・利益管理
- 建設業に関する消費税
- 建設業に関する法人税
- 工事契約の会計
- 中小建設業経営におけるキャッシュ・フロー
- 経営事項審査の概要と要点 等

## IV.構造改善事業の推進

平成 17 年度から平成 26 年度における構造改善事業は、平成 17、18 年度については、平成 16 年 6 月に策定された「建設産業構造改善推進プログラム 2004（国土交通省）」に基づき、各建設産業団体の取り組みの支援や同プログラムの各種事業を中心に実施してきており、平成 19 年度以降については、同プログラム等に基づく構造改善事業の推進とともに、「建設産業政策 2007」等の施策に沿った事業を推進した。

- ・「建設産業政策 2007～大転換期の構造改革～」(平成 19 年 6 月)
- ・「建設産業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針」(平成 23 年 1 月)
- ・建設産業戦略会議「建設産業の再生と発展のための方策 2011」(平成 23 年 6 月)
- ・建設産業戦略会議「建設産業の再生と発展のための方策 2012」(平成 24 年 7 月)
- ・建設産業活性化会議 中間取りまとめ (平成 26 年 6 月)

### 【参考】「建設産業構造改善推進プログラム 2004」の内容

- 1.不良・不適格業者の排除の徹底
  - (1) 建設業法の遵守の徹底
  - (2) 入札者選定、技術者の専任制確保に資する情報システムの整備及び情報公開の促進
  - (3) ダンピング受注の排除の促進
- 2.入札契約制度の適正化の徹底
  - (1) 入札契約の競争性・透明性の向上、不正行為等の防止
  - (2) 技術力による競争等の推進
- 3.建設生産システムにおける合理化の推進
  - (1) 建設生産システム合理化推進協議会等を活用した合理的な建設生産システムの検討
  - (2) 専門工事業界の取り組みへの支援
  - (3) 元請下請関係の適正化に向けた取組みの徹底
- 4.生産性の向上及び経営革新の推進
  - (1) IT の活用による経営の効率化の促進
  - (2) 企業間連携・新分野進出などの経営革新に対する支援
  - (3) 瑕疵保証・品質保証・性能表示等の環境整備
- 5.優秀な人材の確保・育成と安全対策等の推進
  - (1) 基幹技能者等の優秀な人材の確保・育成及び社会的評価の向上
  - (2) 安全対策の推進及び労働災害防止策の検討

## 1.建設生産システムにおける合理化の推進

### (1) 建設生産システム合理化推進協議会の活動

建設生産システム合理化推進協議会において、技術者、技能者の処遇改善方策や施工体制のあり方などの総合・専門工事業者間等の諸課題について検討を行うとともに、「工事見積条件の明確化について－施工条件・範囲リスト（標準モデル）－」の策定や周知・普及活動等を行った。

総合工事業者と専門工事業者間における契約締結に至るまで手順に関しては、平成5年3月に建設生産システム合理化推進協議会において、「総合工事業者と専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」を申し合わせたところであるが、契約の適正化に関して、工事見積条件のより一層の明確化を図ることを目的として、平成13年度（平成14年3月）に9工種（型枠大工工事、鉄筋工事、コンクリート打設工事、外部足場工事、金属製建具・カーテンウォール工事、内装仕上工事、防水工事、空調衛生工事、電気設備）、平成14年度に1工種（圧接工事）、平成15年度に1工種（鉄骨工事）、平成18年度に4工種（機械土工事、建築根切り工事、硝子工事、塗装工事）、平成22年度に1工種（左官工事）の合計16工種について「総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について－施工条件範囲リスト（標準モデル）の作成－」の申し合わせを行ったほか、平成22年度に1工種（金属製建具・カーテンウォール・シャッター・オーバーヘッドドア工事（旧「金属製建具・カーテンウォール工事」））の改訂を行うなど、その策定、普及等を図った。

また、地方建設生産システム合理化推進協議会の活動を支援するとともに、「施工条件・範囲リスト」等の普及促進資料提供や活用事例の紹介等を行った。

### (2) 社会保険未加入問題に対する相談対応

国土交通省では、平成25年度に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を示し、平成29年度までに企業単位で許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すこととしており、構造改善センターでは、国土交通省からの要請に基づき、元請・下請双方からの保険加入に関する様々な相談に対応するための窓口を平成25年度に設置し問い合わせに対応した。

## 2.経営革新等の支援

「建設産業構造改善推進プログラム2004」において、「生産性の向上及び経営革新の推進」のなかで、「企業間連携・新分野進出などの経営革新に対する支援」が取り上げられ、「企業再編への支援」や「新分野進出」が構造改善プログラムとして初めて取り上げられ、平成16年度以降、新分野進出への支援策等を実施した。

#### (1) 新分野進出に係る情報の提供

新分野進出に係る情報提供は、平成14年度においてとりまとめた新分野進出252事例、平成15、16年度における80事例のフォローアップ調査を平成17年度に実施し、その結果を公表したほか、平成17年度に中小建設業に役立つ情報を提供するための中小建設業支援ポータルサイト「ヨイケンセツ・ドットコム」を開設し、国土交通省から委託を受けて実施した「新分野進出／技能承継モデル構築支援事業」等の事業内容等についての情報提供を行った。

#### (2) 経営相談、経営革新に関する冊子・テキストの作成等

中小・中堅建設業者の経営相談の利用促進を図るため、平成18年度に「経営相談ハンドブック」や「経営相談Q&A」を作成するとともに、経営革新等の促進を図るために「建設業の経営革新テキスト」を作成し、その普及・活用を図った。

また、平成21年度には、中小建設業の新分野進出及び企業連携等を推進することを目的として設置した「建設業経営支援研究会」において、「中小建設業の経営改善ハンドブック」を作成した。

このほか、平成17年度から各建設産業再生協議会に参画し、各地方整備局等と連携して、「建設産業支援プログラム」の冊子を企画・発行した（平成17年度～）。

#### (3) インターネットを活用した財務診断の実施

基金設立時から継続して実施している「中小・中堅企業を中心とした経営基盤の強化事業」の一環として、インターネットを活用した財務診断「クイックアドバイス」を実施した（平成19年度からは入力項目等を簡素化し、利便性を向上させた「クイック建診」、「超クイック建診」の運用を開始した。）。

平成17、18年度の財務診断受診企業数は延べ1,528社。

平成19年度から22年度までの「クイック建診」、「超クイック建診」の受診企業数は延べ5,761社。

#### (4) 経営者研修の実施

経営者等を対象として、経営革新や人材育成等をテーマとした「経営者研修」を実施した。平成24年度からは開催日をこれまでの2日間の開催から1日の開催に変更し実施した。平成17年度から平成26年度までの参加者数計367名。

#### (5) セミナー等の実施

平成19年度に建設業経営支援アドバイザー、建設産業団体担当者等を対象とし、ワンストップサービスセンター事業の相談事例等の情報提供等を内容とした「新建設産業政策推進フォーラム」を実施した。

### 3.総合的な人材確保・育成

#### (1) 建設技術・技能者の教育訓練の実施

平成9年度より実施している建設技術・技能者の教育訓練を富士教育訓練センターに委託し実施した。なお、18年度で富士教育校における本財団による教育訓練を終了した。

17年度 (43コース、7,284人日)

18年度 (43コース、7,896人日)

#### (2) 建設産業人材確保・育成推進協議会の活動

建設産業人材確保・育成推進協議会（以下「人材協」という。）において、全国会議（平成20年度まで実施）及び地方ブロック会議（平成21年度まで実施）を開催するとともに、平成22年度からは、国土交通省、厚生労働省、建設業団体の人材育成担当者による全国担当者会議を開催した。

また、各都道府県建設産業人材確保・育成推進協議会が現場実習・現場見学会等を実施する場合の傷害保険料を助成する（平成23年度まで実施）などにより、地方人材協の取り組みを支援した。また、平成25年度に「企画分科会」と「広報分科会：建設産業戦略的広報推進協議会」2つの分科会を設置し、それぞれの専門的な課題等に向けた検討体制を強化するとともに、次の事業等を実施した。

##### 1) 「建設業界ガイドブック」の作成

平成19年度に「建設業界ガイドブック」を作成し、建設産業団体、関係機関、工業高校等に配布し、以後、毎年度、職種の追加などの改訂を実施している。

##### 2) キャリアレッスン支援助成金

平成24年度、25年度に工業高校等への出前講座を実施する団体に対して実施経費を助成した。

##### 3) 建設業見学シート

小学生が現場見学会を実施する際の副読本として「建設業見学シート（建築編・土木編）」を平成23年度に作成した。

##### 4) 作文コンクールの実施

平成20年度から人材協において、建設就労者を対象とした作文コンクール「私たちの主張」を実施した。また、平成25年度からは、高校生を対象とした作文コンクールを実施した。

平成20年度 私たちの主張：応募作377点 優秀作3作

平成21年度 私たちの主張：応募作368点 優秀作3作、佳作12作  
平成21年度 私たちの主張：応募作368点 優秀作3作、佳作12作  
平成22年度 私たちの主張：応募作433点、優秀作品5作、佳作11作  
平成23年度 私たちの主張：応募作362点、優秀作品5作、佳作8作  
平成24年度 私たちの主張：応募作376点、優秀作品5作、佳作10作  
平成25年度 私たちの主張：応募作品275点、国土交通大臣賞2作品、  
土地・建設産業局長3作品、佳作10作  
高校生作文コンクール：応募総数1,156作品、国土交通大臣賞 2 作品、  
土地・建設産業局長賞 3 作品、佳作10作  
平成26年度 私たちの主張：応募作品428点、国土交通大臣賞2作品、  
土地・建設産業局長3作品、佳作10作  
高校生作文コンクール：応募総数1,082作品、国土交通大臣賞2作品、  
土地・建設産業局長賞3作品、佳作10作

#### 5) 「建設のしごと」開設

平成20年度に建設業に関する情報等を総合的に集約して紹介するポータルサイト「建設のしごと」を開設し、若年者に向けた情報提供を行った。

#### 6) 厚生労働省等の助成金活用等セミナーを開催

平成25年度から厚生労働省助成金活用等に関するセミナーを専門工事業者団体等を対象として開催した。

#### 7) 子ども霞ヶ関見学デーへの参加

小中学生等を対象とし府省庁等で開催している「子ども霞ヶ関見学デー」に、平成26年度から参加。建設機械の試乗体験や左官・造園職人の指導のもとでの体験プログラムを実施した。

#### 8) 工業高校キャラバンの実施

建設業界、学識経験者、行政が一体となって工業高校生に建設業の役割や魅力などを直接語りかけ交流する工業高校キャラバンを開催した。

平成26年度：熊谷工業高等学校、大宮工業高等学校、田無工業高等学校、東総工業高等学校

#### (3) 基幹技能者の育成・活用方策等の検討

平成18年度に、基幹技能者資格制度を実施運営する諸団体が主体となる「基幹技能者制度推進協議会」を設立し、基幹技能者の周知・活用や基幹技能者制度の推進に向けた条

件整備等の検討等を行った。

また、「基幹技能者データベース連絡協議会」において、基幹技能者データベースの運用・管理等を行うとともに、平成18年度に統一ロゴマークを製作した。

なお、平成8年に専門工事業団体の民間資格としてスタートした基幹技能者制度は、平成20年1月の建設業法施行規則の改正に伴い、新たに「登録基幹技能者制度」として位置づけられ、同年4月から国土交通大臣に登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者が「登録基幹技能者」として認められ、経営事項審査においても評価の対象となった。

平成27年3月末までに技能開発計画を策定し、資格認定を実施している職種・団体は、33職種43団体となり、資格取得者数は46,696名。

#### ○ 資格認定団体数及び資格取得者数

平成17年度	資格認定団体：18職種25団体、資格取得者数：19,527名
平成18年度	資格認定団体：19職種26団体、資格取得者数：約23,000名
平成19年度	資格認定団体：21職種28団体、資格取得者数：約29,000名
平成20年度	登録講習実施団体：21職種28団体
平成21年度	登録講習実施団体：27職種34団体、有資格者数：21,770名
平成22年度	登録講習実施団体：27職種34団体、有資格者数：27,397名
平成23年度	登録講習実施団体：28職種36団体、有資格者数：32,612名
平成24年度	登録講習実施団体：30職種39団体、有資格者数：39,783名
平成25年度	登録講習実施団体：32職種41団体、有資格者数：41,951名

#### ○ その他

平成22年度	「基幹技能者共通テキスト」の改訂
平成24年度	基幹技能者の評価活用調査（大手ゼネコン、発注機関、有資格者・企業に対して調査を実施）
平成25年度	基幹技能者制度推進協議会に2つの分科会を設置（企画分科会、広報分科会） 「登録基幹技能者共通テキスト」の改訂

#### (4) 海外建設研修生の受入れ及び研修の実施

平成16年度から、建設産業教育センターの実施していた海外建設研修生受け入れ事業を引継ぎ、建設分野の国際貢献を推進する一環として、建設業団体、実務研修実施企業及び海外の派遣機関と緊密な連携を図りつつ、海外建設研修生の受入れ事業及び職長研修等の事業を実施した。

なお、平成22年度から、法律の改正により「海外建設技能実習生受入事業」として事業

を推進することとなり、これまでの中国、ミャンマーの送出し機関に加え、平成23年度には、モンゴル（1機関）並びにベトナム（2機関）の送出し機関と事業協定を締結した。

また、制度改正により、実習実施機関に対する巡回指導を実施する事となった。

そのほか、平成24年度にベトナム建設人材育成推進協議会が設立され、（一社）海外建設協会と共に共同事務局として同協議会の運営管理を実施することとなった。

そのほか、平成23年度には、中国の技能実習生に関する帰国者調査を実施した。

平成17年度	海外建設研修生の受入れ研修：194名 職長研修：12名
平成18年度	海外建設研修生の受入れ研修：195名 職長研修：14名
平成19年度	海外建設研修生の受入れ研修：189名 職長研修：10名
平成20年度	海外建設研修生の受入れ研修：128名 職長研修：11名
平成21年度	海外建設研修生の受入れ：90名
平成22年度	0名
平成23年度	海外建設技能実習生の受入れ：60名（中国41名、ミャンマー19名）
平成24年度	海外建設技能実習生の受入れ：85名（中国51名、ベトナム34名）
平成25年度	海外建設技能実習生の受入れ：47名（ベトナム41名、ミャンマー6名） 実施
平成26年度	海外建設技能実習生の受入れ：74名（ベトナム45名、ミャンマー26名、 中国3名）実施

#### 4.情報提供及び活用の促進

##### (1) 情報提供及び活用の促進

中小建設業に役立つ情報を提供するため、中小企業支援ポータルサイト「ヨイケンセツ・ドットコム」において、建設業経営確認チェックリスト、新建設業経営ヒント集等の経営革新関係、建設技能者データベース等の人材関係、新分野進出モデル事業等の各コンテンツを拡充整備した。

##### (2) 月刊誌「建設業しんこう」の発行

平成17年度	8800部／月
平成18年度	8800部／月
平成19年度	8500部／月
平成20年度	8500部／月



平成21年度 8500部／月  
平成22年度 8200部／月  
平成23年度 8200部／月  
平成24年度 10,000部／年11回発行  
本財団HP「しんこうweb」を開設し、情報発信  
平成25年度 10,000部／年10回発行  
平成26年度 11,000部／年10回発行

(3) 「建設産業団体要覧」の作成

平成19年度 1,000部作成  
平成20年度 1,000部作成  
平成21年度 1,000部作成  
平成22年度 1,000部作成

## 5.調査・研究等の実施

### (1) 調査等の実施

#### 1) 東日本大震災における建設業の災害対応実態調査

平成23年度に東日本大震災における建設業団体及び建設企業の活動実績を記録することにより、今後の災害対応における建設業団体等の課題整理と災害対応にあたる建設企業等の活動の広報方策の検討に資することを目的として、63団体（支部団体含む。協力企業数127社）に対し、「東日本大震災における建設業の災害対応実態調査」を実施した。

#### 2) 東日本大震災のその後についての調査、九州北部豪雨調査

平成24年度に東日本大震災のその後、災害協定に基づく災害復旧活動の組織単位である地域団体の指揮命令系統の確保、事前計画の見直しについて調査を実施した（調査対象：仙台・石巻の建設業協会・管工事団体）。

また、平成24年7月の九州北部豪雨災害における建設業の活動実態を調査した（調査対象：大分協会、熊本協会 各3支部、福岡県内企業1社）。

#### 3) 建設産業の人材確保・育成方針の検討

技能労働者・技術者の教育訓練体系、建設産業界と教育機関との連携、またそれらを円滑に実施するために必要な教育訓練機能（中核的センター）等についての検討を行い、平成25年12月に「建設産業の人材確保・育成方針」－連携強化による効果的な教育訓練体系の構築－についての提言を公表した。

#### 4) 元気回復助成事業のフォローアップ調査

平成 21、22 年度に実施した「建設業と地域の元気回復助成事業」について、平成 24 年度に 157 事業者に対して事業の進捗状況等についてのフォローアップ調査を実施した。

#### 5) 建設企業の連携によるフロンティア事業のフォローアップ調査

平成 23、24 年度に実施した「建設企業の連携によるフロンティア事業」において選定された事業のその後の進捗状況等について、平成 25 年度に 81 事業体に対してフォローアップ調査を実施した。

### (2) 受託事業の実施

#### 1) 平成17年度

① 地域における中小・中堅建設業の新分野進出／経営統合等促進モデル構築支援事業  
地域の中小・中堅建設業による新分野進出等の経営革新の取組みを支援することにより、経営の効率化、経営基盤の強化等を図ることを目的として、新分野進出関係は当財団が、経営統合等関係は、(財)建設経済研究所が国土交通省から委託を受けてモデル事業を実施した。

モデル事業の実施にあたっては、全国から 96 件の応募があり、審査・選定のうえ、61 件のモデル事業（新分野進出 44 件、経営統合等 17 件）を採択し、当該事業の取組みの成果を報告書として取りまとめるとともに、平成 18 年 3 月 22 日に「地域から芽吹く意欲ある建設業者～新たな取組みに見る可能性～」と題した報告会を(財)建設経済研究所との共催により開催した。

#### ② ワンストップサービスセンター事業の実施

中小・中堅建設業の経営改善や経営革新の取組みを支援するための建設業経営革新支援事業（ワンストップサービスセンター事業）を国土交通省より受託し、地方整備局、都道府県建設業協会及び当財団に「建設業総合相談受付窓口」を設置するとともに、建設業経営支援アドバイザー189名の登録を行い、中小・中堅建設業に対しての経営相談を実施した。なお、相談窓口における相談事業実績は798件であり、そのうち経営支援アドバイザー派遣による個別企業の相談事業実績は510件であった。

#### ③ 共同企業体に関する調査検討業務の実施

共同企業体の運営状況等についての調査業務を国土交通省より受託し、約 2,500 の発注機関及び約 2,500 の企業にアンケート調査を実施するとともに、今後の特定・経常 JV

制度および運用のあり方等を検討するため、「共同企業体制度研究会(事務局:当財団)」を設置し、共同企業体の運用改善に関する課題等についての検討結果を取りまとめた。

#### ④ 資金融通方策調査検討業務の実施

中小・中堅建設業者の資金繰りの現状や新分野進出等経営革新に必要な資金融通等についての検討業務を国土交通省より受託し、当財団に設置した「中小・中堅建設業者の資金融通方策研究会」において、資金繰りの現状把握や金融機関へのヒアリング等を実施し、今後の効果的な資金融通方策についての検討結果を取りまとめた。

#### ⑤ 第11回建設業構造基本調査の実施

3年ごとに実施している「建設業構造基本調査」を国土交通省より受託し、38,331企業を対象として調査を行い、その結果を取りまとめた。

#### ⑥ 建設技能者の就労状況等に関する調査の実施

建設技能者の就労状況等に関する調査を国土交通省より受託し、全国364現場を対象として、平成17年11月～平成18年2月に実施し、その結果を取りまとめた。

#### ⑦ 建設産業の変化に対応した職長及び技能労働者のあり方に関する調査検討の実施

建設産業の変化に対応した職長及び技能労働者のあり方に関する調査検討業務を国土交通省より受託し、総合工事業者や専門工事業者へのアンケート調査およびヒアリング調査による建設生産システムの現状分析や、今後の職長及び技能労働者の役割等についての検討結果等を取りまとめた。

### 2) 平成18年度

① 「地域における中小・中堅建設業の新分野進出定着促進モデル構築支援事業(新分野)、下請業者の経営力・施工力の充実・強化促進モデル構築支援事業(下請)、団塊の世代の高齢化に対応した次世代の人材確保・育成モデル構築事業(人材)」の実施  
地域の中小・中堅建設業者や下請業者が行う経営革新の取組み、建設技能の承継の取組みを支援し、その取組み状況等を公表することにより、他の建設業者等の経営の効率化や経営基盤の強化を図るモデル構築支援事業を国土交通省より受託し実施した。

全国から181件(新分野127件、下請46件、人材8件)の応募があり、108件(新分野75件、下請29件、人材4件)のモデル事業を選定し、その取組みの内容や成果を報告書と

して取りまとめた。

② 「建設業経営革新支援事業（ワンストップサービスセンター事業）」の実施  
中小・中堅建設業の経営改善や経営革新の取組みを支援するための建設業経営革新支援事業（ワンストップサービスセンター事業）を国土交通省より受託し実施した。  
具体的には、平成17年度より地方整備局、都道府県建設業協会及び当財団に設置した「建設業総合相談受付窓口」を専門工事業者団体にも拡大するとともに、地域の状況や建設業に詳しいアドバイザー等の派遣を求める利用者のニーズを踏まえ、建設業経営支援アドバイザー220名を登録し、中小・中堅建設業に対しての経営相談事業を実施した。  
なお、相談窓口における相談事業実績は約1,500件であり、そのうち経営支援アドバイザー派遣による個別企業の相談事業実績は約800件であった。

### 3) 平成19年度

#### ① 新分野進出／技能承継モデル構築支援事業の実施

地域における中小・中堅建設業者及び事業者団体の新分野進出、建設技能承継の優れた取組みについて、その事業成果等を広く普及することによって他の建設業者等の新分野進出等の取組みを推進するためのモデル構築支援事業を国土交通省より受託し実施した。

全国から175件（新分野158件、技能承継17件）の応募があり、103件（新分野98件、技能承継5件）のモデル事業を選定し、その取組み内容や成果を報告書として取りまとめた。

また、平成15年度から平成17年度における新分野進出モデル企業103社に対して、現在の事業の進捗状況等の調査を実施した。

#### ② 建設業経営革新支援事業（ワンストップサービスセンター事業）の実施

中小・中堅建設業者の経営改善や経営革新の取組みを支援するため、建設業者からの相談依頼への対応や情報提供等を行うワンストップサービスセンター事業を実施した。  
地方整備局、都道府県建設業協会、専門工事業者団体及び当財団に「建設業総合相談受付窓口」（各地方整備局等を含め81カ所）を設置するとともに、経営支援アドバイザー233名を登録し経営相談事業を実施した。

相談窓口における相談実績は約4,200件、アドバイザー派遣による個別企業の相談実績は約1,400件であった。

#### ③ 専門工事業緊急再生事業のうち民間資格活用方策検討業務の実施

基幹技能者の現場配置による具体的な効果の把握のための指標等の作成に係る検討業務を国土交通省より受託し実施した。

#### 4) 平成20年度

① 建設業の新分野進出・経営革新／建設技能者確保・育成モデル構築支援事業の実施  
地域における中小・中堅建設業者及び事業者団体の新分野進出・経営革新、建設技能者確保・育成の優れた取り組みについて、その事業成果等を広く普及することによって他の建設業者等の新分野進出等の取り組みを推進するためのモデル構築支援事業を、国土交通省より受託し実施した。

全国から201件（新分野195件、技能者確保6件）の応募があり、審査・選定のうえ、98件（新分野93件、技能者確保5件）のモデル事業を選定し、その取り組み内容や成果を報告書として取りまとめるとともに、モデル事業者の取組事例等についての報告会を開催した（平成21年3月18日）。

#### ② ワンストップサービスセンター事業の実施

中小・中堅建設業者の経営改善や経営革新の取り組みを支援するため、建設業者からの相談依頼への対応や情報提供等を行うワンストップサービスセンター事業を、国土交通省より受託し実施した。

地方整備局、都道府県建設業協会、専門工事業者団体及び当財団に「建設業総合相談受付窓口」（各地方整備局等を含め84カ所）を設置するとともに、経営支援アドバイザー276名を登録し経営相談事業を実施した。

相談窓口における相談実績は3,708件、アドバイザー派遣による個別企業の相談実績は1,456件であった。

#### ③ 建設業人材確保・育成モデル構築支援事業(専門高校実践教育導入事業)の実施

地域の建設業界と専門高校とが連携した建設業における人材確保・育成に資する優れた取り組みについて、その事業の円滑な実施を支援するとともに、事業成果を広く普及啓発を図ることにより建設業における人材確保・育成の推進を図るためのモデル構築支援事業を、国土交通省より受託し実施した。

国土交通省において選定された2件のモデル事業の実施を支援するとともに、取り組み内容の評価や分析結果を取りまとめた。

#### ④ 建設産業技能等移転促進事業の実施

外国人研修生・実習生の建設研修・技能実習を促進するために、建設分野での円滑な受入を推進するための方策や建設技能の効果的な移転のあり方を検討するとともに、専門用語の日本語テキストや安全衛生管理の冊子等を作成する建設産業技能等移転促進事業を国土交通省より受託し実施した。

⑤ 建設関係職種における外国人研修生・技能実習生の実態調査の実施

外国人研修生・技能実習生の今後の技能移転の促進のために、技能実習生受入れ企業に対してのヒアリング調査や帰国研修生・技能実習生に対してのアンケート調査等を実施するとともに、我が国における技能修得における課題等の調査業務を、国土交通省から受託し実施した。

5) 平成21年度

① 建設業と地域の元気回復助成事業（21年度～22年度）の実施

建設産業団体や地方公共団体など地域関係者が協議会を構成し、地域の合意形成等を促進しながら、異業種との連携等による地域活性化に資する事業の立ち上げを支援する助成事業（建設業と地域の元気回復助成事業）を行うため、平成20年度補正予算により国から35億円の補助金の交付を受けて当財団に「建設業と地域の元気回復基金」を造成し、事業の実施についての企画検討及び助成対象事業の募集等を行った。

募集は、第1次（平成21年3月26日～5月26日）と第2次（平成21年9月1日～9月3日）に分けて実施し、第1次募集では240件、第2次募集では188件の応募があった。審査・選定委員会における審査を経て、第1次 104件、第2次 53件の協議会を選定するとともに、助成金交付決定を行った。

採択件数（支援先協議会）：157件

助成金額：約33億2千万円

② 建設業の地域総合産業化支援調査事業の実施

地域の建設企業の異業種との連携や複業化等への取り組みに対する効果的な助言、指導を行うとともに、地域の建設業の地域総合産業化のあり方について調査・分析を行う事業を、国土交通省より受託し実施した。

調査、分析にあたっては、「建設業の地域総合産業化支援調査研究会」を当財団に設置し、同研究会において検討を行い、その結果を報告書として取りまとめた。

③ ワンストップサービスセンター事業の実施

中小・中堅建設業者の経営改善や経営革新の取り組みを支援するため、建設業者からの相談依頼への対応や情報提供等を行うワンストップサービスセンター事業を、国土交通省より受託し実施した。

地方整備局、都道府県建設業協会、専門工事業者団体及び当財団に「建設業総合相談受付窓口」（各地方整備局等を含め90カ所）を設置するとともに、経営支援アドバイザー299名を登録し経営相談事業を実施した。

相談窓口における相談実績は4,568件、アドバイザー派遣による個別企業の相談実績は1,548件であった。

#### ④ 建設業人材確保・育成モデル構築支援事業(専門高校実践教育導入事業)の実施

地域の建設業界と専門高校とが連携し実施する建設業における人材確保・育成に資する優れた取り組みについて、その事業の円滑な実施を支援するとともに、事業成果を広く普及啓発を図ることにより建設業における人材確保・育成の推進を図るためのモデル構築支援事業を国土交通省より受託し実施した。

国土交通省において選定された6件のモデル事業の実施を支援し、その取り組み内容の評価や分析結果を取りまとめるとともに、各取り組み内容を分かりやすく紹介した広報パンフレットを作成し、配布した。

#### ⑤ 建設技能者確保・育成モデル構築支援事業

複数の建設事業者や建設業団体等が行う建設技能者・確保育成の優れた取り組みについて、その事業成果を広く普及することによって他の建設業者等の技能者確保・育成への取り組みを推進するためのモデル構築支援事業を、国土交通省より受託し実施した。

全国から16件の応募があり、審査のうえ、11件のモデル事業を選定し、その取り組み内容や成果を報告書として取りまとめるとともに、各取り組み内容を分かりやすく紹介した広報パンフレットを作成し、配布した。

### 6) 平成22年度

#### ① 建設企業の連携によるフロンティア事業に係る基金の造成等

建設業者が、連携の強化を図り、技能者等を新規に雇用することにより、維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる分野への展開を図る事業を実施するに当たって、その立ち上げを支援する助成事業(建設企業の連携によるフロンティア事業)を行うため、平成20年度補正予算により造成した「建設業と地域の元気回復基金」に平成22年度補正予算による国からの11億円の補助金を追加し、事業の実施についての企画検討及び助成対象事業の募集に係る事務作業等を行った。

#### ② ワンストップサービスセンター事業の実施

中小・中堅建設業者の経営改善や経営革新の取り組みを支援するため、建設業者からの相談依頼への対応や情報提供等を行うワンストップサービスセンター事業を、国土交通省より受託し実施した。

地方整備局、都道府県建設業協会、専門工事業者団体及び当財団に「建設業総合相談受付窓口」(各地方整備局等を含め90カ所)を設置するとともに、建設業経営支援アドバイザー305名を登録し経営相談事業を実施した。

相談窓口における相談実績は5,383件、アドバイザー派遣による個別企業の相談実績は1,925件であった。

### ③ 建設業人材確保・育成モデル構築支援事業(専門高校実践教育導入事業)の実施

地域の建設業界と専門高校とが連携した建設業における人材確保・育成に資する優れた取り組みについて、その事業の円滑な実施を支援するとともに、事業成果を広く普及啓発を図ることにより建設業における人材確保・育成の推進を図るためのモデル構築支援事業を、国土交通省より受託し実施した。

国土交通省において選定された5件のモデル事業の実施を支援し、その取り組み内容の評価や分析結果を取りまとめるとともに、各取り組み内容を分かりやすく紹介した広報パンフレットを作成し、配布した。

## 7) 平成23年度

### ① 建設企業のための経営戦略アドバイザー事業の実施

中小・中堅建設企業の新事業展開や企業再編・転業・廃業等の経営戦略の実現を支援するため、建設企業からの経営相談を受け付けアドバイザーの派遣や支援チームの組成など継続支援を行う「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」を国土交通省より受託し実施した。

地方整備局及び当財団に「経営戦略相談窓口」を設置、全国 11 ブロックごとに選定されたエリア統括マネージャーと建設業経営戦略アドバイザー105名の合計 116名を登録した。

アドバイザーを派遣する入口支援は 770 件、入口支援のうち、支援チームを組成したうえで目標達成に向けて継続して支援する出口支援は 51 件であった。

また、パートナー機関として地方銀行・第二地方銀行 79、信用金庫 3、道府県 32 と協定を締結した。

### ② 中小建設企業のためのノウハウ・技術移転支援事業の実施

中小建設企業の経営力・技術力強化をサポートすることを目的に、建設企業が保有する独自のノウハウ・技術等を集約し紹介・提供する「ノウハウ・技術支援センター」を当財団に設置し、中小建設企業のためのノウハウ・技術移転支援する「技術マッチング支援事業」、「ノウハウ・アドバイス支援事業」を国土交通省より受託し実施した。

### ③ 建設企業の連携によるフロンティア事業の実施

建設業者が連携の強化を図り、技能者等を新規に雇用することにより、維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる分野への展開を図る事業を実施するに当たって、その立ち上げを支援する助成事業（建設企業の連携によるフロンティア事業）を行うため、平成 20 年度補正予算により造成した「建設業と地域の元気回復基金」に平成 22 年度補正予算による国からの 11 億円の補助金を追加し、平成 23 年度、24 年度



に亘り事業を実施した。平成 23 年度については、251 件の応募のうち、91 件の連携体を選定した。

## 8) 平成24年度

### ① 建設企業の連携によるフロンティア事業の実施

平成 22 年度補正予算により国から 11 億円の補助金の交付を受けて追加造成した「建設業と地域の元気回復基金」を活用して、85 の連携体に対し 566,589,115 円を助成した。

各地方整備局単位に中間報告会（4 月）、最終報告会（11～1 月）を開催し、事業取組状況を確認するとともに事業の課題の共有化を図った。また、専用 Web サイトを開設し各連携体間の情報共有を推進するとともに、事業の広報周知に努めた。

また、優良モデル連携体の事例発表を内容とした「新事業展開支援セミナー2013」（2.21 東京品川）を開催し、建設企業の新たなビジネスモデル（新規事業展開による経営多角化取組）を内外に向けてアピールするとともに、今後新規事業展開を検討している建設企業への情報提供を実施した。

### ② アドバイザリー事業（建設企業の事業転換支援に関する調査検討業務）の実施

地方整備局及び当財団に「経営戦略相談窓口」を設置し、建設産業に精通した中小企業診断士、公認会計士等の専門家が直接、企業まで訪問の上、2 回まで相談に応じる「通常相談業務」を実施するとともに（1,068 件）、通常相談業務対応企業のうち、継続的に支援することにより経営改善効果が高いと判断された企業については専門家がその内容によりチームを組成し支援する「チームアドバイス支援」（47 件）、パートナー機関との協定締結（道府県 33 金融機関 298）、事業転換ケースブック（事例集）を作成した。また、全国社会保険労務士会と提携し、保険加入に向けた保険未加入問題相談受付業務を実施した（351 件、うち全国社労士会連絡案件 20 件）。

### ③ 建設企業のノウハウ・技術移転に関する調査検討業務の実施

建設企業が保有する独自のノウハウ・技術及び開発商品の情報をデータベースとして公開した。

- ・ ノウハウアドバイス 相談件数 20 件
- ・ 技術マッチング登録（マッチング DB 公開技術）： 累計 101 件
- ・ 技術マッチング状況（マッチング件数）： 累計 17 件

### ④ 墜落・転落災害等防止対策推進事業の実施

「より安全な措置」の普及促進事業を 207 事業者に対して 216 回実施するとともに、橋梁補修・塗装工事における「つり足場」の安全対策取組として、調査・診断、指導・

支援を 53 回実施した。

## 9) 平成25年度

### ① アドバイザリー事業（建設企業の事業転換支援に関する調査検討業務）の実施

中小・中堅建設企業等が抱える経営上の様々な課題に対する相談に対して、建設産業に精通した中小企業診断士、公認会計士等の専門家が直接、企業まで訪問のうえ、2回まで相談に応じる「通常相談業務」を実施した。さらに、通常相談業務対応企業のうち、継続的に支援することにより経営改善効果が高いと判断された企業については専門家がその内容によりチームを組成し支援する「チームアドバイス支援」と建設企業等のノウハウを活かして地域の課題解決に資する取組を行う企業に対して、その経費の一部を助成する「ステップアップ支援」の2つを重点支援事業として実施した。

この重点支援の選定先に対しては、パートナー機関（国土交通省がパートナー協定を締結した道府県や金融機関）と連携した支援を行い、その効果を高めるよう取り組んだところである。（通常相談業務：825件、チームアドバイス支援：23件、ステップアップ支援：20件）

### ② 平成 25 年度我が国建設業者によるベトナムへの展開に資する日本国内における現地人材育成方策等調査業務

## 10) 平成26年度

### ①建設企業等の課題解決支援に関する調査検討業務

地域社会を支える建設企業等の体質を強化すべく、新事業展開等の経営上の課題又は施工管理等の技術的課題の解決を支援することにより、地域の課題の解決に貢献するとともに、建設企業等の経営基盤の強化を図ることを目的として、建設産業に精通した中小企業診断士、公認会計士等の専門家が直接、企業まで訪問のうえ、2回まで相談に応じる「通常相談業務」を実施した。また、アドバイザーの中から、地域ブロック内のコンサルティング業務を統括する「エリア統括マネージャー」を選定し、重点的な支援業務を実施した。

- ・相談支援（専門家によるアドバイス支援）：876件
- ・チームアドバイス支援（専門家チームによるコンサルティング）：29件
- ・ステップアップ支援（最大300万経費支援）：20件

### ②社会保険等への加入状況等に関する調査

社会保険等への加入状況等に関して、これまでに実施してきた各施策に関する各建設企業における取組状況等を総合的に把握し、社会保険等未加入対策の目標達成を見据えた加入徹底方策を検討するため、これまで未調査だった民間分野等も対象として、「現場別アンケート」及び「会社別アンケート」を実施し、課題等の抽出を行った。

現場別アンケート：総回収数 4,001 件、会社別アンケート：総回収数 3,349 件

### ③建設業における人材確保・育成に関する調査

建設業団体、建設企業、職業訓練校等における先進的な担い手確保・育成への取組状況を調査し、これを事例集として取りまとめるとともに、この情報を水平展開することにより、より多くの者が建設業における人材育成等に参画されることを目的として事例等の調査を行った。

- ・元下連携による技能労働者の人材確保育成 3 事例
- ・地域のネットワークによる人材確保育成 3 事例
- ・専門工事業者団体による取組 2 事例
- ・専門工事業者の処遇改善等による人材確保育成の取組 5 事例

### ④建設業の専門職種を紹介する映像記録作成業務

工業高校の授業や専門工事業者の団体等が若年入職促進のために作成するパンフレット等にも活用できる建設業の技術者、技能者の写真やイラスト資料を電子ライブラリーとして提供するために各写真等の素材を収集し、電子ライブラリーとしてとりまとめた。

## 6.助成事業の実施

建設産業の構造改善の推進を図るため、建設産業団体等が自主的に取り組む建設生産システムの合理化、経営革新・企業間連携等の推進、人材の確保育成等に資する構造改善事業等に対し助成した。

平成17年度	97団体
平成18年度	100団体
平成19年度	94団体
平成20年度	102団体
平成21年度	95団体
平成22年度	92団体
平成23年度	88団体
平成24年度	88団体
平成25年度	89団体
平成26年度	87団体

## 7.意見交換会の実施

当財団の業務の円滑な実施を図ることを目的として、都道府県建設業協会事業担当者等との意見交換会を実施した。

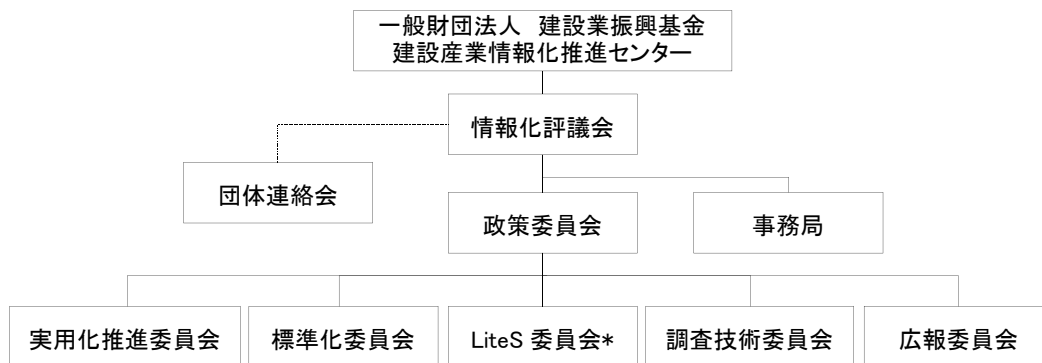
## V.情報化推進事業

平成3年12月「建設産業における電子計算機の連携利用に関する指針」の建設大臣告示が示されたことで、建設業振興基金は、平成4年4月に建設産業情報化推進センターを設置した。建設産業情報化推進センターでは、建設産業の企業間における取引情報の電子データ交換標準の開発・普及を進める情報化評議会(CI-NET)並びに、設計図書や図面データを交換・共有するための規約の標準化・実用化に取り組む設計製造情報化評議会(C-CADEC)を設置し、建設産業の生産性向上を図ることを目的に、情報化の基盤となる標準化を推進してきている。

### 1.電子商取引の標準化

#### (1) 情報化評議会

CI-NET<sup>1</sup>は、建設生産における見積依頼など商談の段階から、注文、請求、決済までの企業間の商取引情報(帳票)を電子的に交換するための標準ルールである。情報化評議会は、CI-NETを策定する機関であり、CI-NETによる電子商取引の標準化の基本方針を審議する政策委員会と5つの専門委員会で構成されている。この5つの専門委員会は、電子商取引ルールの標準化、電子化の動向や新技術に関する調査、広報および電子商取引の実用化推進に係る事項についての活動を行っている。情報化評議会の議長には、平成24年度に中村英夫武蔵工業大学学長(現東京都市大学)から内田俊一一般財団法人建設業振興基金理事長に、また政策委員会委員長は平成21年度に國領二郎慶応大学教授から高野伸栄北海道大学准教授に交替された。



\*LiteS 開発委員会(平成13～19年度)、LiteS 委員会(平成20年度～)

図:情報化評議会の組織

#### (2) 電子商取引規約

##### 1) CI-NET 標準ビジネスプロトコルの整備

電子データにより商取引情報の交換を行うには、従来の書面による取引とは異なる電子データによる標準的な手順・取り決めが、発注側・受注側双方合意の下に必要となる。

<sup>1</sup> CI-NET : (シーアイ・ネット Construction Industry NETwork)

CI-NET 標準ビジネスプロトコル<sup>2)</sup>はこの取り決めにまとめたもので、次の4つの規約から構成される。

- ① 情報伝達規約: 通信方式の種類や手順などの取り決め
- ② 情報表現規約: 商取引情報(内容)のデータ項目の取り決め
- ③ 業務運用規約: 電子データ交換に係わる取引当事者(企業)およびサービス企業が守るべき取り決め
- ④ 取引基本規約: 電子データ交換を行う取引当事者間(企業間)で取り交わす取り決め

これらの標準化策定は、主として情報化評議会の標準化委員会が担っており、平成 21 年 5 月には、「CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5」を公表した。

## 2) CI-NET LiteS 実装規約の整備

CI-NET LiteS<sup>3)</sup>実装規約は、CI-NET 標準ビジネスプロトコルに準拠して、通信方式、商取引情報(内容)のデータ項目などについて、システム構築、運用の実業務に則して要点を絞り込み、システム仕様を具体的に整備したものである。この実装規約は、システムを開発する者の負担が軽減されることを意図して作成されたものである。

CI-NET LiteS 実装規約は、平成 12 年 6 月に Ver.1.0 が公表された以降、対象業務の拡張や電子認証技術の効果的活用方法の検討、更には運用上の問題の解決等に対応し、改訂を行った。

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.3 平成 18 年 3 月 支払い通知メッセージの追加

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.4 平成 19 年 6 月 添付ファイル仕様の明示、内訳の階層構造仕様の明示

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.5 平成 20 年 6 月 内訳の小計、形の範囲の明示

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.6 平成 24 年 7 月 注文日、注文請け日(契約日)の明示、合意精算業務のデータ交換手順の明示

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 平成 26 年 10 月 工事請負契約外取引業務の追加

## 3) 工事請負契約外取引業務の規約整備

金額的には小さいが、取引件数が多い工事請負契約以外の取引(多くは電話などで簡便に発注し、納品後の支払いも 1 回程度で終わる取引であり、小口取引と言われることもある。具体的には、請負契約を必要としない資材の購入やリースなどの取引)について、システム投資も大きくなりやすい簡便な仕組みで実用化を図りやすくし、電子化率の向上に役立たせたいとのニーズに基づき、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 に追加された。

過去の国土交通省実証事業における工事請負契約外取引に対するニーズ調査の結果などを

<sup>2)</sup> プロトコル: コンピューター同士が通信をする際の手順や規約などの約束事

<sup>3)</sup> CI-NET LiteS : シーアイ・ネット ライツ

踏まえ、平成 22 年度に工事請負契約外取引業務の電子商取引規約の作成に着手した。平成 23 年度には総合工事業者 6 社、専門工事業者 3 社、資材業者・リースレンタル業者等 5 社、システムベンダ・CI-NET 対応サービス事業者 4 社により実証実験を行い、平成 26 年 10 月 CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 として、工事請負契約外取引業務のデータ交換手順案および規約を公表した。

### (3) CI-NET による電子商取引環境

#### 1) CI-NET 対応のための ASP<sup>4</sup>サービスに係る指針

平成 14 年 9 月、ASP 事業者が CI-NET 対応サービスを提供し始めたことにより、初期費用が小さく抑えられることや、保守要員が不要になるなど、各社の業務体制やシステム化ニーズに応じた CI-NET の利用も可能となり、電子商取引の導入が容易となった。また複数の ASP 事業者が CI-NET 対応のサービスを開始し、ASP 利用企業が複数の ASP に加入することなく電子商取引を行うためには、ASP と ASP 間の取引データのやり取りが求められた。そこで、平成 16 年度国土交通省の支援による実証実験を行い、平成 18 年 6 月、「CI-NET 対応 ASP 事業者とのデータ交換に係る指針 第 1 版」を公表した。

#### 2) 新しい通信方式(ebMS)

CI-NET による電子商取引の対象業務の普及拡大に伴い、業務上締め切りのある出来高・請求業務のように一時大量データ処理の効率化や、電子メール方式が持つ各種の弱点への対応、高度なセキュリティ対応への要求も高まったことから、従来 CI-NET で採用してきた電子メール方式(SMime)に加え、平成 18 年度より新たな通信方式の検討に着手した。平成 21、22 年度は、CI-NET 版 ebMS<sup>5</sup>の有効性を確認するために実証実験を行った。内容は、CI-NET データを用いて ebMS によるデータの疎通、送受信といった通信プロトコルの有効性や調達業務を含めた実務レベルでの有効性を確認した。

平成 24 年 3 月、CI-NET 版 ebMS による通信プロトコル利用ガイドライン改訂版を公表し、CI-NET LiteS 実装規約への組み込みを行った。

#### 3) 総合工事業者と積算事務所間の建築積算数量データに係る電子データ交換

見積や契約の内訳情報の元となる躯体・仕上集計表については、多くの総合工事業者において積算事務所からの納品を受けているものの書面によることが多く、電子データとしての活用が進まず、また電子データで授受される場合でもデータフォーマットの違いがあるなどの課題が挙げら

---

<sup>4</sup> ASP:(エーエスピー: Application Service Provider) ソフトの代わりに、ネットワーク経由でソフトの機能を提供する事業者。ユーザにとって、ブラウザ(パソコンにデータの内容を表示するソフト)とインターネット環境さえあればよく、ソフトの導入、運用、更新等が不要となるメリットがある。

<sup>5</sup> ebMS:(イービーエムエス: ebXML Message Service) 取引企業間でビジネス情報を交換するための標準仕様。実際にビジネス情報を交換するときを使用できる技術、交換するビジネス情報の形式、交換手順などについて規定されている。

れていた。

そこで平成 19 年度より躯体・仕上集計表データが、見積や契約の内訳にデータとして活用が可能になる方法やフォーマットの標準化、必要なデータ項目の検討に着手した。標準フォーマットを策定し、社団法人日本建築積算協会の会員ベンダにも参加いただいた実証実験を経て、平成 22 年度建築積算数量データの標準フォーマットを確定した。平成 23 年度には標準フォーマットに準拠したデータの文法的正確性の検証、データの閲覧、建築見積業務の内訳書への変換を行うためのソフト「建築積算データチェックツール」を開発し、公表した。

## 2.電子商取引の普及推進

### (1) CI-NET 普及拡大に向けた「3 年活動計画」

平成 23 年度には、CI-NET 普及拡大のため、重要度、優先度を見極めるための課題の深掘り、検討を実施し、これらを踏まえ、次の3つを柱とした平成 23～25 年度の第 1 次 3 年活動計画を策定した。

#### 第 1 次 3 年活動計画(平成 23～25 年度)

- ① CI-NET 導入検討や利用拡大を目指す企業に対する情報提供
- ② CI-NET 導入・運用に関する簡易な手法の提供、提示
- ③ CI-NET 普及促進の戦略的支援

平成 23～25 年度の普及活動において、ケーススタディの策定を行い、リーフレットや雛形など提供資料を充実させ、これらの資料を各企業の関心テーマ等に応じて適宜組み合わせ使い分けることで、効果的に活用が可能となった。また、平成 24～25 年度には低コストでの導入手法(スモールスタート)、広報セミナーおよび勉強会を積極的に展開した。

平成 26 年からは、平成 26～28 年度の第 2 次 3 年活動計画を策定し、平成 23～25 年度活動を通じて確立したこれらの手法ならびに開発したツール等を活用した普及モデル活動をさらに活性化した。

#### 第 2 次 3 年活動計画(平成 26～28 年度)

- ① CI-NET 導入の可能性が高い地域及び首都圏での新規利用企業の拡大
- ② すでに CI-NET を導入している企業(ゼネコン、取引先)に対する利用範囲拡大の支援
- ③ 新たなメリットの創出のための中長期的な課題の検討

本活動の結果、CI-NET を導入する総合工事業者は、平成 22 年度末の 14 社から平成 27 年 3 月末には 23 社と 9 社増加し、これまで地域総合工事業者の利用がなかった新潟県、愛知県等の地域でも、CI-NET を導入する企業が出現している。また、電子商取引に必要な企業識別コードの登録企業数は、平成 22 年度末の 9,435 社から平成 27 年 3 月末で 9,979 社と 544 社の増加となった。

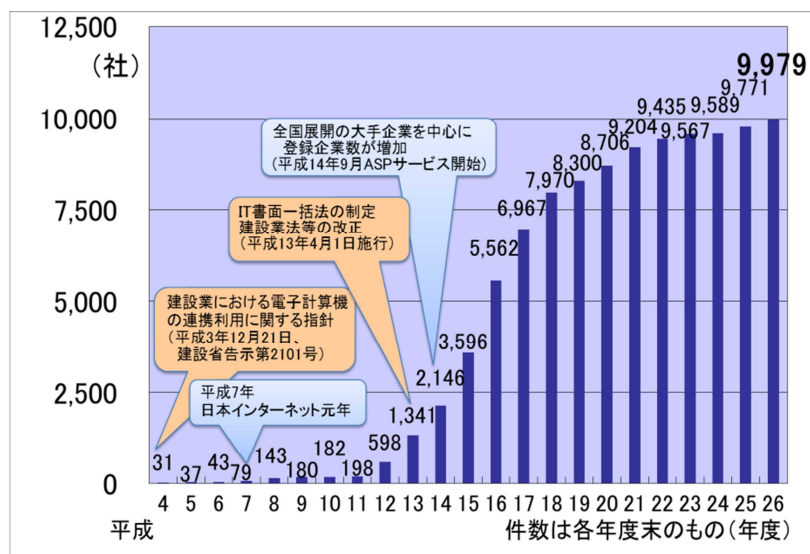


図 企業識別コードの登録企業数

## (2) CI-NET/C-CADEC シンポジウム

広報委員会主催による CI-NET/C-CADEC シンポジウムを、平成 18 年 3 月から平成 24 年 2 月まで毎年開催した。平成 7 年度以降、通算開催回数は 22 回となった。

## (3) 広報ツールの整備

### 1) 電子帳簿保存法の保存方法ガイド(冊子)の発行

平成 17 年 4 月の e-文書法(民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律)の施行やそれに伴う電子帳簿保存法(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律)の改正を踏まえ、電子帳簿保存法施行規則第 8 条「電子取引の場合の電子データ保存の要件」のうち、「正当な理由がない訂正および削除の防止に関する事務処理規程」に関して、電子商取引に関連した具体的な参考例などを、解説書として取りまとめ、平成 18 年 3 月に「EDI<sup>6</sup>データの保存について」として公表した。

### 2) CI-NET の規約理解促進のために(冊子)の発行

「CI-NET には、CI-NET 標準ビジネスプロトコルとそれに準拠したシステム仕様の CI-NET LiteS 実装規約とルールが 2 つあるため、「CI-NET に関する開発を実施するとき、どのルールを見ればいいのかわからずに戸惑った」との声があり、CI-NET による電子商取引のルールについて体系や内容を正しく理解してもらう必要性が高まった。そこで規約類を体系化し、利用する立場(発注者である元請企業、受注者である取引先企業)における必要な解説を加え、平成 23 年 3 月に公

<sup>6</sup> EDI : (イーディーアイ : Electronic Data Interchange)電子データ交換。企業間で行われる受発注などの取引データを、ネットワークを介して標準的な規約によりデータ交換すること。



表した。

### 3) CI-NET 導入ガイド(冊子)の発行

中堅および地域の総合工事業者を対象とし、CI-NET の導入先行企業に学ぶべく業務や情報システムの状況や EDI 導入にあたってのノウハウ的な情報等を取りまとめ、平成 19 年 6 月に公表した。また、CI-NET 導入にあたっての具体的な課題とそれに対する対応についてを Q&A 形式にまとめ、平成 25 年 3 月に公表した。

### 4) 電子契約内容の確認ツールの提供

電子契約では、セキュリティを確保するために判読不能な電子データであるが、簡易な手法で内容を確認することを可能とするため「電子契約内容の確認ツール(CLContView)」を開発した。CI-NET 会員に限定せず広く利用して貰うために、平成 22 年 6 月 CI-NET ホームページから無償でダウンロードができることとし、公開した。

## 3.電子商取引の普及に係る国土交通省の支援

### (1) 建設産業政策 2007 ～大転換期の構造改革～

平成 19 年 6 月、国土交通省総合政策局より公表された「建設産業政策 2007」において、「建設産業のネットワーク力の向上」として「元請下請間の見積書や注文書等の交換の電子化により建設業者の業務を効率化するために CI-NET の普及が促進」されることとなった。

### (2) 建設業 IT 説明会

平成 16 年度から平成 17 年度において、地方での CI-NET 知名度アップ、また「建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル」等の内容を周知することを狙いとして 3 カ所で建設業 IT 説明会を実施した。

- ・期間:平成 17 年 11 月～12 月
- ・場所:仙台、新潟、広島
- ・対象:中小・中堅建設業者
- ・参加者:全体で 200 名

### (3) CI-NET の地域普及促進モデルに関する実証実験

平成 17 年度、国土交通省事業により地域の発注者(元請企業)および受注者(取引先企業)が一堂に会し、専門家のアドバイス受けながら CI-NET による電子商取引の勉強会を実施し、更に、自社の実務に沿って体験できる環境を整え CI-NET トライアルを体験した。具体的には、新潟県内で事業規模が 400 億円を超える地域総合工事業者 5 社(実験実施は 3 社)および専門工事業者 15 社、資機材業者 3 社の合計 23 社が、購買見積業務から出来高・請求業務に至る一連の流れでの電子商取引を体験した。

#### (4) 電子商取引導入促進のための CI-NET 導入体験の環境整備等検討業務

平成 20 年度は国土交通省の業務委託を受け「電子商取引導入促進のための CI-NET 導入体験の環境整備等検討業務」を推進した。具体的には、平成 17 年度実証実験を基に拡充した体験環境の CI-NET 準拠度の確認検証をベースにししながら、小口取引のために策定された CI-NET 規約の有効性や業務適応性の検証を進めた。併せて、体験環境の今後の運営や管理方法等についての検討や整理が進められた。また CI-NET 会員総合工事業者 7 社およびその取引先 14 社の協力を得て、工事請負契約以外の取引の業務処理実態の確認および、適用した CI-NET 規約の評価等の作業を進めた。

#### (5) 電子商取引体験講習会実施業務

平成 20 年度は国土交通省の業務委託を受け「電子商取引導入促進のための CI-NET 導入体験の環境整備等検討業務」を推進し、電子商取引体験講習会を進めた。平成 21 年 11 月から平成 22 年 2 月には、国土交通省の業務委託を受け「電子商取引体験講習会実施業務」を全国 9 ブロック(北海道、東北、北陸、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄)で実施した。参加対象は、CI-NET のルールに則した電子商取引を導入していない企業であって、取引関係にある 3~4 社程度の企業グループでの受講や自社の複数名が参加して受講が可能な企業、また、導入済みであつても広く関係者を育成したい企業等を対象として行った。

平成 22 年度には、建設業振興基金の単独事業として電子商取引の普及推進のための「建設業電子商取引体験講習会」を全国 5 地区で継続実施した。

## 4.設計製造情報の標準化

### (1) 設計製造情報化評議会

平成 11 年、設計製造情報化評議会(C-CADEC<sup>7</sup>)は、建設業界やその関連業界において、設計や製造に係わる情報を円滑に交換、有効活用するための標準化や関連ソフトウェアの開発および成果の実用化の推進、国際的な技術、標準化動向の調査検討等に取り組むことを目的として設置された。設計製造情報化評議会は、C-CADEC の基本方針を審議する運営委員会と 4 つの専門委員会で構成し、議長は、内田俊一一般財団法人建設業振興基金理事長が努めた。

平成 23 年からは、BIM の検討を柱として活動を行ってきたが、平成 27 年 3 月末で評議会は解散し、代表的な成果である BE-Bridge および Stem については、設立が予定されている BIM ライブラリーコンソーシアムの代表となる一般財団法人建築保全センターと、平成 27 年 4 月に利用許諾契約を交わし、活動を承継した。

---

<sup>7</sup> C-CADEC : (シー・キャディック:Construction-CAD and Electronic Commerce Council)

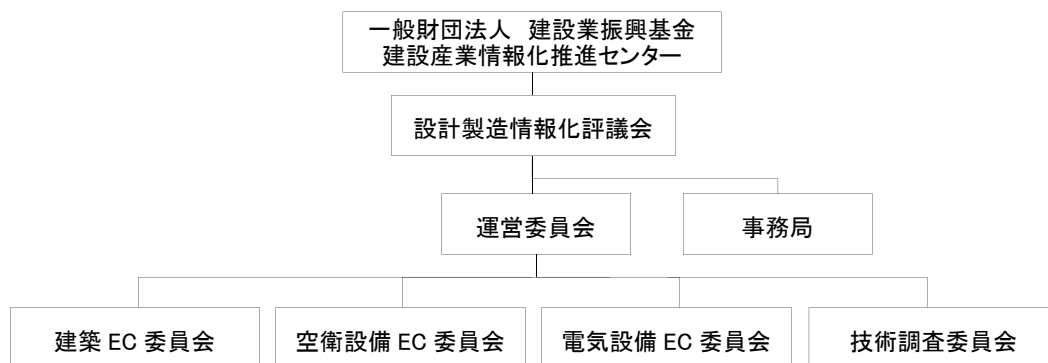


図 設計製造情報化評議会の組織

## (2) 設備 CAD データ交換仕様“BE-Bridge”

BE-Bridge<sup>8</sup>は、国内主要のベンダ 6 社の設備 CAD ソフトに実装されている。

BE-Bridge Ver.4.0 平成 21 年 3 月 設備技術者が必要とするレベルの建築フォーマットを定義、CAM とのデータ連携の向上を目的としたダクトの開口対応、新規部材を追加

BE-Bridge Ver.5.0 平成 23 年 6 月 「単線形状(単複区分)の追加」「冷媒管の追加」「サヤ管の追加」に関する仕様を確定。電気設備も含めた仕様として確定したことで設備工事分野の搬送系とダクトの干渉チェックが可能

BE-Bridge Ver.6.0 平成 24 年 5 月 空調器具フォーマットを追加

BE-Bridge Ver.6.1 平成 26 年 4 月 ダクトパターン分類を追加、空調器具フォーマットの空調器具呼称定義を追加、機器部材フォーマットの機器部材の形状仕様を追加

BE-Bridge Ver.7.0 平成 27 年 3 月 ダクトの分類や接続工法の追記、空調器具呼称定義の明確化、機器部材フォーマットの改訂。照明器具・盤の機器を追加し、空衛・電設の両分野を統合し、BIM に対応

## (3) 設備機器ライブラリデータ交換仕様“Stem”

Stem データ配信サービスの利用状況を、提供メーカーにフィードバックする仕組みを構築し、平成 18 年 3 月より試行的にサービスを開始した。

Stem<sup>9</sup>配信サービスには、機械設備全体で平成 17 年度では 36,000 点、平成 25 年度では 67,000 点を超える製品が登録点数となった。

<sup>8</sup> BE-Bridge:(ビー・ブリッジ: Building Equipment - Brief integrated format for Data exchanGE)異なる設備CADソフト間でダクトや配管等の部材の種類や用途、材質、3次元的な形状、寸法、取付高さなどの情報を受け渡すことができるデータ交換標準。

<sup>9</sup> Stem : (ステム:STandard for the Exchange of Material equipment library data) C-CADEC が定めた、設備機器の性能や各種仕様(仕様属性情報)と外観写真、外形図、性能線図等の各種技術ドキュメントを機器毎のライブラリデータとして交換するため標準仕様。

Stem Ver.8.0	平成 17 年 5 月 使用属性項目における類似項目を整理、製品販売停止年月日等を使用属性項目に追加、2D 外系図ファイルの作成ルールを変更、データ授受方式に関する電子記録媒体変更、空調機器の組み合わせ商品への対応仕様を追加
Stem Ver.9.0	平成 26 年 4 月 CI-NET とのデータ連携を考慮し、機器コード分類を CI-NET/C-CADEC 統合版へ改変、仕様属性項目に「通年エネルギー消費効率APF」を追加、国際化仕様利用を考慮し、仕様属性項目名称に(英語)を追加
Stem Ver.10.0	平成 27 年 3 月 BIM に対応した 3D 化、電設分野で CI-NET 資機材コードと Stem 機器分類コードの統合、LED 等の部材追加し、空衛・電設の両分野を統合

#### (4) 設計製造情報基盤の整備

##### 1) 建築工事における受発注間の効果的な情報共有実現のためのガイドライン(冊子)の発行

建設 CALS/EC<sup>10</sup>において情報共有の導入が進められているが、受発注者間の情報共有については必ずしも円滑に実現するには至っていないことから、平成 16 年度に利活用の実態調査を行った。調査結果より、効果的な情報共有の導入・運用にあたって、利用ルール等の整備が急務であることが明らかになったため、平成 17 年度にそれらを取りまとめ「建築工事における受発注者間の効果的な情報共有実現のためのガイドライン」として発行した。

平成 18 年度には、ガイドライン専用のサイトを C-CADEC ホームページ内に開設した。また、これに伴い、ガイドラインに掲載された「事前協議チェックリスト」「情報共有マニュアル」について、データをダウンロード可能な状態で公開した。

##### 2) 秘密保持契約書(雛形)・解説書(冊子)の発行

建設工事の契約当事者間で用いる情報共有時の秘密保持の情報に係る取り決め事項等を「秘密保持契約書の雛形・解説書」として取りまとめ、平成 26 年 8 月公表した。解説書では、秘密情報の取り扱いや契約締結の留意点を逐条で説明を行った。

<sup>10</sup> 建設 CALS/EC:「公共事業支援統合情報システム」の略称であり、従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワークを活用して各業務プロセスをまたぐ情報の共有・有効活用を図ることにより公共事業の生産性向上やコスト縮減等を実現するための取り組み。

## VI. 監理技術者講習

### 1. 監理技術者講習

監理技術者講習は、「指定建設業監理技術者講習」として、主に指定建設業の監理技術者の資格者証更新者を対象とした告示に基づく任意講習であったが、建設業法の改正により平成7年6月29日から資格者証交付の義務付け講習として、建設業法第27条の18第4項の規定に基づき同法施行規則第17条の20の規定に定めるところにより、国土交通大臣の指定を受けて実施した。

指定講習機関として、本財団が西日本23府県、(財)全国建設研修センターが東日本24都道県をそれぞれ担当して実施した。

この講習では、建設工事の施工管理に必要な知識及び技術の維持向上を図り、もって建設工事の適正な施工の確保に寄与するため、特に建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者に対して、最近の技術の動向、建設業を取り巻く社会・経済情勢、公共工事の発注等に関連する諸制度等を習得させることを目的としている。

#### ◎「監理技術者講習」関係告示

建設業法施行規則の規定に基づき、建設業法に規定する講習の実施要領を定める件  
(平成6年12月16日建設省告示第2411号)

建設業法施行規則の規定に基づき、建設業法第27条の18第4項の講習の指定に関し必要な事項を定める件(平成7年6月19日建設省告示第1268号)

平成7年度～平成16年は、建設業法27条の18の規定に基づき国土交通大臣の指定講習機関として監理技術者資格者証の交付要件としての講習を実施してきた。

また、(社)全国建設業協会からの要望を受け、遠隔地の受講者のため、平成12年10月から通信衛星設備を活用した監理技術者講習も実施した。

平成14年3月29日、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が閣議決定され、監理技術者資格者証の交付要件として監理技術者講習の受講について検討された結果、平成15年6月18日に建設業法の一部が改正(平成16年3月1日施行)され、監理技術者資格者証の交付要件であった監理技術者講習の受講の義務づけが廃止されることとなった。一方、国等が発注する建設工事に係る専任の監理技術者は監理技術者資格者証の交付を受けていることに加え、国土交通大臣の「登録を受けた講習」を受講したものから選任しなければならないこととなった。(建設業法第26条第4項)

また、この改正では、①講習時間の延長、②試験の導入、③講習修了証カード化など、講習内容も一部変更された。同法の改正を受けて、平成16年6月30日付けで国土交通大臣に登録講習実施機関として登録(登録番号2)し、同年9月より登録講習実施機関とし

て講習を実施し、地域としては西日本23都市に加えて新たに東日本12都市を加えた35都市で実施した。

更に、平成17年度からは新たに東日本12都市を加え、全国47都市にて講習を実施した。この間、通信衛星等を活用した講習については、平成16年9月から（株）建設産業振興センターとの共同開催（登録番号4）で実施した。平成18年12月建設業法一部改正（監理技術者資格者証及び監理技術者講習の必要な工事の範囲が一定の重要な民間工事にも適用）された。

また、平成20年1月の経営事項審査等の見直しにより、監理技術者資格者証を保有し、かつ、監理技術者講習を受講した1級の技術者については、通常よりも1点加点評価されることとなった。（平成20年4月1日から適用）

平成23年1月からは書面申込、インターネット申込みの受講料を改訂。同年6月からは本財団と振興センターの申込書の統一化を図り、7月からは共同の講習受付センターを開設し、講習の共同開催を開始（講習修了証作成方法の統一等）した。

さらに、「対面講習」（講義）、「テレビ講習」（映像）それぞれについて、これまで両機関が培ってきたノウハウを活かし、平成24年度9月から対面講習とテレビ講習で使用するテキストを統一化し、平成25年4月から講習実施機関を本財団に一元化した。

平成17年度より平成26年度まで監理技術者講習の実績数については、以下のとおり。

年度		基金	振興センター	研修センター	その他	合計	備考
平成17年度	受講者数	32,865	27,399	68,441	3,927	132,632	
	全体比	24.8%	20.7%	51.6%	3.0%	100%	
平成18年度	受講者数	23,685	28,627	40,350	3,733	96,395	
	全体比	24.6%	29.7%	41.9%	3.8%	100%	
平成19年度	受講者数	26,867	25,640	43,697	5,392	101,596	
	全体比	26.4%	25.2%	43.0%	5.3%	100%	
平成20年度	受講者数	42,727	31,985	68,136	7,654	150,502	
	全体比	28.4%	21.3%	45.3%	5.1%	100%	
平成21年度	受講者数	38,254	35,926	83,942	7,528	165,650	
	全体比	23.1%	21.7%	50.7%	4.5%	100%	
平成22年度	受講者数	28,893	31,505	59,974	6,115	126,487	
	全体比	22.8%	24.9%	47.4%	4.8%	100%	
平成23年度	受講者数	24,322	18,907	48,170	16,094	107,493	
	全体比	22.6%	17.6%	44.8%	15.0%	100%	
平成24年度	受講者数	20,132	20,760	49,989	16,519	107,400	
	全体比	18.7%	19.3%	46.5%	15.4%	100%	
平成25年度	受講者数	52,126		68,312	18,749	139,187	
	全体比	37.5%		49.1%	13.5%	100%	
平成26年度	受講者数	56,484		78,285	19,678	154,447	
	全体比	36.6%		50.7%	12.7%	100%	

## 2.「建築施工管理 CPD 制度」の運用開始

### (1) 「建築施工管理 CPD 制度」とは

近年、環境や安全、技術力など高い社会的要請の中で、多様化、複雑化する工事管理を統括し、適正な施工を確保することは、一層重要になってきている。

「建築施工管理 CPD 制度」は建築施工管理に携わる技術者が、その必要な能力の開発に資する活動を継続的に行うことを推進するとともに、その指標を示し、又はその状況を社会に明示することを通じて、公共の福祉の増進並びに建築に携わる技術者としての知識及び技術の向上を図ることを目的に、平成 26 年 6 月に運用を開始した。

### (2) 制度の背景

国土交通省技術者制度検討会は、建設業における優秀な技術者の確保・育成・その評価・活用等を効果的に推進し、将来における建設工事の品質を確保するとともに、技術と経緯に優れた企業の発展に資する技術者制度のあり方について検討を行うことを目的として設置され、平成 22 年 11 月より検討を始め、平成 23 年 6 月 28 日に「技術者制度検討会とりまとめ」を公表した。

このとりまとめでは、今後の対策の方向性の 1 つとして、「技術者適正配置を確保するため、必要な資格等を有し、雇用関係の明確な技術者本人であることを確認するための技術者に関するデータベースを整備し、発注者、許可行政庁等がこれに容易にアクセスできるしくみを構築する。」こととし、データベースに登録すべき情報項目の中に、継続教育の履歴が挙げられている。

継続教育については、建設系分野に係わる技術者の能力の維持・向上を支援するため、関係学会および協会間での連絡や調整を図ることを目的に設立された建設系 CPD 協議会があり、これらの関係機関と連携しながら、継続教育の取扱いについて検討を進めるべきとしている。また、継続教育については自主的な技術力向上のために有効である反面、必須分野に該当するかどうかの内容の評価や受講確認については継続教育実施機関により異なるため、今後適用条件の検討等を進めていくことが必要としている。

このような背景を踏まえて、平成 23 年度からの 3 カ年で建築施工管理分野における CPD の構築に関して検討整理した。

### (3) 制度の特徴

#### 1) CPD 実績の登録・管理

##### ① 認定プログラムの場合

※ 認定プログラムとは、この制度のプログラム審査会及び「建築 CPD 情報提供制度」が認定している講習会等

- ・参加者が会場にある所定の名簿に氏名（カタカナ）、参加者 ID を記載

##### ② CPD 実績の単位

- ・認定時間は実時間（休憩時間などを除いた講習時間）で、CPD 単位は認定時間×単位換算基準（重み付けの係数）により算出

- ・ CPD 実績の保存期間は 5 年間
  - ・ 「建築施工管理 CPD 制度」のホームページにて実績の確認が可能
  - ・ 制度の推奨認定単位数 → 12CPD 単位/年間
  - ・ 企業内研修の CPD 実績証明書発行上限 → 10CPD 単位/年間
  - ・ 有資格者（建築士及び建築施工管理技士）は、「建築 CPD 情報提供制度」と同じ参加者 ID で利用可能
- 2) 会社単位での利用
- ・ 会社の担当者が、会社内の本制度への参加者の取得 CPD 単位を把握
  - ・ CPD 実績証明書の一括申請が可能
- 3) 監理技術者講習等の法定講習の CPD 実績登録
- ・ 監理技術者講習（建設業法第 26 条第 4 項）
  - ・ 定期講習（建築士法第 22 条の 2）
  - ・ 認定されていないプログラムは、実施年度の受講日から 60 日までに自己申請
- 4) 他団体の CPD 制度からの移行
- ① 「建築 CPD 情報提供制度」に加入する各 CPD 制度に参加していた場合
- ・ 共通の認定プログラムの単位は原則 移行可能
  - ・ 参加制度内の独自評価であるプログラム（認定教材・論文関係・自己学習型のプログラム等）は原則 移行不可
  - ・ 社内研修（企業研修）は個別判断（事務局と事前に相談）
- ② 上記以外の各種 CPD 制度に参加していた場合
- ・ 事務局と事前に相談して個別判断
  - ・ 移行できる取得プログラムの期間は 5 年間
- 5) 本制度への参加者の特典
- ① 監理技術者講習（建設業法第 26 条第 4 項）の CPD 単位換算基準（重み付けの係数）を 1.5 【 $6 \times 1.5 = 9$ CPD 単位】
- ② 自己申請による対応
- ・ 監理技術者講習の試験での成績 【会場平均点以上は 1CPD 単位付加】
  - ・ 工事での表彰（国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事が個人・工事を表彰した場合（工事の監理技術者・主任技術者）
- ※ CPD 実績証明書での CPD 単位の扱いは留意事項
- 6) CPD 実績証明書の発行
- ・ 有資格者については、「建築 CPD 情報提供制度」による証明書の発行が可能
  - ・ 「建設系 CPD 協議会」への参加（平成 26 年 11 月）
- ※ CPD 実績証明書の活用状況、10 地方整備局等及び 36 都道府県にて活用されている。  
（平成 27 年 5 月現在）



## VII.技術検定等試験

### 1.技術検定試験

技術検定試験におけるこの10年の制度改正などの主な動きについて、次のとおり概要を紹介する。

#### (1) インターネット申込受付の開始

平成13年に国土交通省において「国土交通省申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン」が策定され、国土交通省所管法令に基づく国への申請・届出等手続について、平成15年度のできる限り早期にインターネットで行えるようにすることが決定された。

これを受けて、本財団では、平成15年度1級学科試験からインターネットによる申込受付を開始した。

しかし、インターネットによる新規受験申込の申請率が低く推移したため、平成20年度以降は対象を再受験申込者に限定した。

#### (2) 施工技術者試験の廃止に伴う、2級技術検定「学科試験のみ受験」制度の創設

平成17年6月17日付で建設業法施行令の一部を改正する政令及び関係省令・告示が公布・施行されたことに伴い、平成18年度から2級技術検定の学科試験を工業高校等の卒業者及び卒業見込者が実務経験を積む前に受験できることとなった(2級試験地が13地区に拡大)。これにより、施工技術者試験は平成17年度が最後の実施となった。

#### (3) 2級建築施工管理技術検定試験に係る受検資格の主な改正点

2級建築施工管理技術検定試験(受検種別:建築、躯体、仕上げ)に係る受検資格の主な改正点は次の2)及び3)のとおりである。

##### 1) 学科試験及び実地試験

次表のイ、ロのいずれかに該当する者

イ 学歴と必要な実務経験年数

学歴	実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学	卒業後 1年以上	卒業後 1年6月以上
短期大学 5年制高等専門学校	卒業後 2年以上	卒業後 3年以上
高等学校	卒業後 3年以上	卒業後 4年6月以上
その他	8年以上	

ロ 職業能力開発促進法による技能検定に合格した者

受検種別ごとの技能検定職種と必要な実務経験年数は下表のとおり。

受検種別	職業能力開発促進法による技能検定		必要な実務経験年数
	技能検定職種	級別	
躯体	鉄工（構造物鉄工作業）、とび、ブロック建築、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工	1級	問いません
		2級	4年以上
	エーエルシーパネル施工		問いません
	同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和60年政令第248号）による改正前の職業訓練法施行令による鉄筋組立て		問いません
仕上げ	建築板金（内外装板金作業）、石材施工（石張り作業）、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業）	1級	問いません
		2級	4年以上
	れんが積み		問いません
	同法による技能検定のうち検定職種を職業能力開発促進法施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令（昭和61年政令第19号）による改正前の職業能力開発促進法施行令による石工（石張り作業）、床仕上げ施工、天井仕上げ施工		問いません

※1. ( ) 内は、選択科目を示す。

2. 必要な実務経験年数は、技能検定合格後ではなく通算の年数による。

3. 平成15年度以前に技能検定に合格した者については、従前のとおり実務経験年数は問わない。

2)学科試験のみ

次表のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者

イ	高校の指定学科を卒業見込み又は卒業後3年以内
ロ	短期大学・5年制高等専門学校の指定学科を卒業見込み又は卒業後2年以内
ハ	大学の指定学科を卒業見込み又は卒業後1年以内

3) 実地試験のみ

イ. 前年度2級建築施工管理技術検定学科試験の合格者（前記「1）学科試験及び実地試験」のイ、ロのいずれかに該当する者）

ロ. 前記2)による学科試験の合格者で、かつ、前記1)のイに該当する者は、次表のとおり学科試験が免除される（受検種別は建築に限る）。

学科試験合格時の受検資格	免除される学科試験
前記2)のイ(高校)	○卒業後 <u>6年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 ○卒業後 <u>8年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 (高校を卒業した後、 <u>大学の指定学科を卒業した者</u> に限る。) ○卒業後 <u>7年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 (高校を卒業した後、 <u>短大等の指定学科を卒業した者</u> に限る。)
前記2)のロ(短大・5年制高専)	○卒業後 <u>5年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 ○卒業後 <u>6年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 (短大等を卒業した後、 <u>大学の指定学科を卒業した者</u> に限る。)
前記2)のハ(大学)	○卒業後 <u>4年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験

ハ. 平成17年度までの「建築施工技術者試験」の合格者で、前記1)のイ、ロのいずれかに該当する者（平成23年度までの学科試験が免除となり、受検種別は建築、躯体、仕上げのいずれでも可）

(4) 2級電気工事施工管理技術検定試験に係る受検資格の主な改正点

2級電気工事施工管理技術検定試験に係る受検資格の主な改正点は次の2)及び3)のとおりである。

1) 学科試験及び実地試験

次表のイ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する者

区分	学 歴 又 は 資 格	実 務 経 験 年 数	
		指 定 学 科	指 定 学 科 以 外
イ	大 学	卒業後 1年以上	卒業後 1年6月以上
	短期大学・5年制高等専門学校	卒業後 2年以上	卒業後 3年以上
	高 等 学 校	卒業後 3年以上	卒業後 4年6月以上
	そ の 他	8 年 以 上	

ロ	電気事業法による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者	1年以上 交付後ではなく、通算の実務経験年数。
ハ	電気工事士法による第一種電気工事士免状の交付を受けた者	実務経験年数は問わない。
ニ	電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた者 (旧電気工事士も含む。)	1年以上 交付後ではなく、通算の実務経験年数。

## 2) 学科試験のみ

次表のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者

イ	高校の指定学科を卒業見込み又は卒業後3年以内
ロ	短期大学・5年制高等専門学校の指定学科を卒業見込み又は卒業後2年以内
ハ	大学の指定学科を卒業見込み又は卒業後1年以内

## 3) 実地試験のみ

次のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者

- イ. 前年度2級電気工事施工管理技術検定学科試験の合格者（前記「2）学科試験及び実地試験」のイ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する者）
- ロ. 前記2)による学科試験のみの合格者で、かつ、前記1)のイ、ロ、ハ、ニに該当する者は、次表のとおり学科試験が免除される。

学科試験合格時の受検資格	免除される学科試験
前記2)のイ(高校)	○卒業後 <u>6年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 ○卒業後 <u>8年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 (高校を卒業した後、 <u>大学の指定学科を卒業した者</u> に限る。) ○卒業後 <u>7年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 (高校を卒業した後、 <u>短大等の指定学科を卒業した者</u> に限る。)
前記2)のロ(短大・5年制高専)	○卒業後 <u>5年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 ○卒業後 <u>6年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験 (短大等を卒業した後、 <u>大学の指定学科を卒業した者</u> に限る。)
前記2)のハ(大学)	○卒業後 <u>4年以内</u> に実施される連続する2回の学科試験

- ハ. 平成17年度までの「電気工事施工技術者試験」の合格者で、前記1)のイ、ロのいずれかに該当する者（平成23年度までの学科試験が免除）

(5) 技術検定合格証明書の様式変更（顔写真入り）等

技術検定を実施する指定試験機関に関する事項については、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）で定められており、また技術検定の受検申請に必要な受検申請書類及び合格証明書に関する事項については、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）で定められている。

平成21年3月、合格証明書を合格者以外の者が不正に使用することを防止するため、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の改正が公布され、同年7月に施行された。（平成21年7月7日 国土交通省令第145号及び同45号）

このため、この関連規定について次のとおり所要の改正が行われた。

1) 指定試験機関の保存する帳簿

建設業法施行規則第17条の25において、指定試験機関が保存する帳簿に記載する事項を定めているが、当該規定について、新たに受検者の顔写真に関する情報を帳簿に記載するよう改正された。

2) 指定試験機関による試験事務の実施結果の報告

建設業法施行規則第17条の26において、指定試験機関から国土交通大臣への試験事務の実施結果の報告内容を定めているが、当該規定について、新たに合格者の顔写真に関する情報を報告書に添えるよう改正された。

3) 1級及び2級技術検定合格証明書

施工技術検定規則第9条において、合格証明書の様式を定めているが、当該様式について、合格証明書の不正使用を防止するため、新たに合格者の顔写真を貼付するよう改正された。

4) 受検申請書類

施工技術検定規則第4条において、受検申請書類の一つである写真の規格を定めているが、当該規定について、本人確認の審査の効率化・厳密化を図るため、写真の規格がパスポートサイズに改正された。

(6) 技術検定試験の合格基準等（平成25年7月5日改定）

技術検定試験の合格基準等については、国土交通省の通達（平成25年7月5日付）により、平成25年度1級技術検定試験及び2級技術検定試験から、次の措置を行うこととなった。

1) 旧合格基準について

合格基準は、これまで所管である国土交通省建設業課（以下、「国土交通省」という。）の事務連絡（平成14年6月14日付）により、学科試験のみ合格発表と同時に正答数（例えば36題正解）を公表することとしていた。

## 2) 新合格基準等の公表について

### ① 新合格基準の公表

・平成 25 年度以降の 1 級建築及び電気工事施工管理技術検定学科・実地試験（以下、「1 級学科試験」及び「1 級実地試験」という。）及び 2 級建築及び電気工事施工管理技術検定試験（以下、「2 級学科試験」及び「2 級実地試験」という。）の合格基準の公表は、それぞれ試験実施前の公表（以下、「事前公表」という。）及び試験実施後の公表（以下、「事後公表」という。）に区分して行うこととされた。

・合格基準の事前公表は、1 級学科試験、1 級実地試験、2 級学科試験及び 2 級実地試験の別に国土交通省が決定した合格基準（原則 60%）とすること。また、試験の実施状況等を踏まえて合格基準を変更する可能性がある旨を記載することとなった。

・合格基準の事後公表は、1 級学科試験、1 級実地試験、2 級学科試験及び 2 級実地試験の別に国土交通省が決定した合格基準とすること。その際、合格基準が事前公表の合格基準から変更された場合には、国土交通省が公表する合格基準の変更の理由を併せて記載することとなった。

### ② 合格基準以外の項目の公表

・1 級学科試験、1 級実地試験、2 級学科試験及び 2 級実地試験の試験問題を公表することとなった。

・1 級学科試験及び 2 級学科試験の正答及び配点を公表することとなった。なお、1 級実地試験及び 2 級実地試験の正答及び配点については公表しないこととなった。

・合格者の属性（年齢別、学歴・資格別（1 級学科試験及び 1 級実地試験の場合には、それぞれ 2 級技術検定の取得割合を記載する。）、勤務先別、男女別等）を参考として公表することとなった。

### ③ 公表方法

・前記①及び②の公表は、本財団のホームページに掲載し行うこととなった。

### ④ 公表時期及び公表期間

・合格基準の事前公表は、国土交通省が行う技術検定実施公告の官報公告と同時に行うこととなった。

・各試験の試験問題並びに 1 級学科試験及び 2 級学科試験の正答及び配点の公表は、試験実施日の翌日に行うこととなった。

・合格基準の事後公表及び合格者の属性の公表は、1 級学科試験、1 級実地試験、2 級学科試験及び 2 級実地試験の合格発表と同時に行うこととなった。

・各公表内容は、公表日より 1 年間掲載することとなった。

### 3) 個人の成績通知について

合格者については、「合格通知書」により行い、不合格者については、「不合格通知書」により行うとともに、受験者個人の成績の通知を行うこととなった。

成績の通知は、学科試験においては正解数（〇〇問 正解）により、実地試験においては成績に基づく評定（A:合格（合格基準以上）、B:得点が40%以上合格基準未満、C:得点が40%未満）により行うこととなった。

また、2級技術検定試験においては、上記のほか、学科・実地受験者のうち、学科試験の不合格者については、実地試験の採点を行わない旨を受験の手引きに明記するとともに、学科試験の成績を通知することとした。また、学科試験のみ合格した者については、学科試験のみ合格の旨の通知を行うとともに、実地試験の成績に基づく評定を通知することとなった。

また、学科試験免除者の不合格者については、実地試験の成績に基づく評定を通知することとし、学科のみ受験者の不合格者については、学科試験の成績を通知することとなった。

この不合格者への通知は平成26年度から実施することとなった。

## (7) 技術検定の受検資格の見直し（平成25年11月22日改定）

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に基づく技術検定は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について実施しているものである。

近年、若手入職者が減少し、技術者の高齢化が進んできており、建設産業の将来の担い手となる若手技術者の確保が急務となっている。

こういった状況を踏まえ、優秀な若手技術者の確保のため、主に高校指定学科卒業者を対象として、国土交通省では、技術検定の受検資格等を定めた国土交通大臣告示を改正した。（改正 国土交通省告示第1132号及び同第1133号）

### 1) 1級技術検定の受検資格の見直し

主に高校指定学科卒業者を対象として、主任技術者の資格要件を満たした後、「専任の監理技術者の配置が必要な工事で監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験」を有する者は、1級の受検資格に必要な実務経験年数を2年短縮できることとなった。具体的には次のとおり。

- ・ 2級技術検定合格後5年以上の実務経験→3年以上の実務経験
- ・ 高校指定学科卒業後10年以上の実務経験→8年以上の実務経験

# 1級技術検定試験の受検資格の見直し

## 見直しのポイント

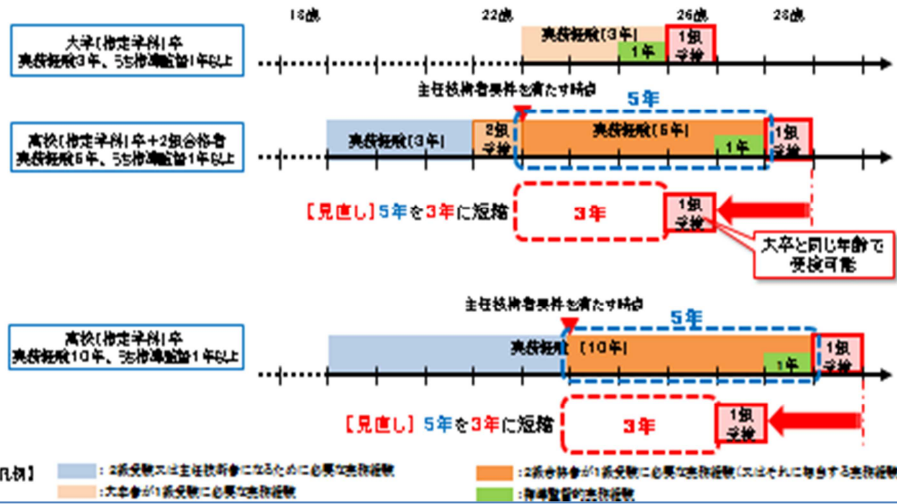
高校(指定学科)卒業者は、2級技術検定合格後5年の実務経験が必要 ⇒ この5年の実務経験を3年に短縮

⇒ この結果、高校(指定学科)卒業者も大学(指定学科)卒業者と同年齢で受検することが可能

①この短縮規定は、一定の条件を満たす実務経験を積んだ場合に適用

②実務経験で主任技術者となった者についても同様に5年の実務経験を3年に短縮

\*「一定の条件を満たす実務経験」とは、「専任の監理技術者の配置が必要な工事で監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験」



平成 26 年度は、見直しの初年度ということもあって建築・電気工事併せて 100 名程度が 2 年短縮した受検資格によって受験申込を行った。

## 2) 2 級技術検定の学科試験合格者の学科試験免除の有効期間の延長

高校等の指定学科の卒業生及び卒業見込者で学科試験のみを受検し合格した者は、指定学科を卒業後、6 年以内に行われる連続する 2 回の学科試験が免除されるが、高校卒業後、大学等の指定学科に進学した者等について、その年数を延長する制度改正が行われた。

- ・ 高校指定学科卒業及び卒業見込みで学科試験のみに受検し合格した者
  - (現行) 高校等を卒業した後 6 年以内に行われる連続する 2 回の技術検定
  - (追加) 高校等を卒業した後、大学の指定学科を卒業した者
    - 高校等を卒業した後 8 年以内に行われる連続する 2 回の技術検定
- ・ 高校等を卒業した後、短大等の指定学科を卒業した者
  - 高校等を卒業した後 7 年以内に行われる連続する 2 回の技術検定

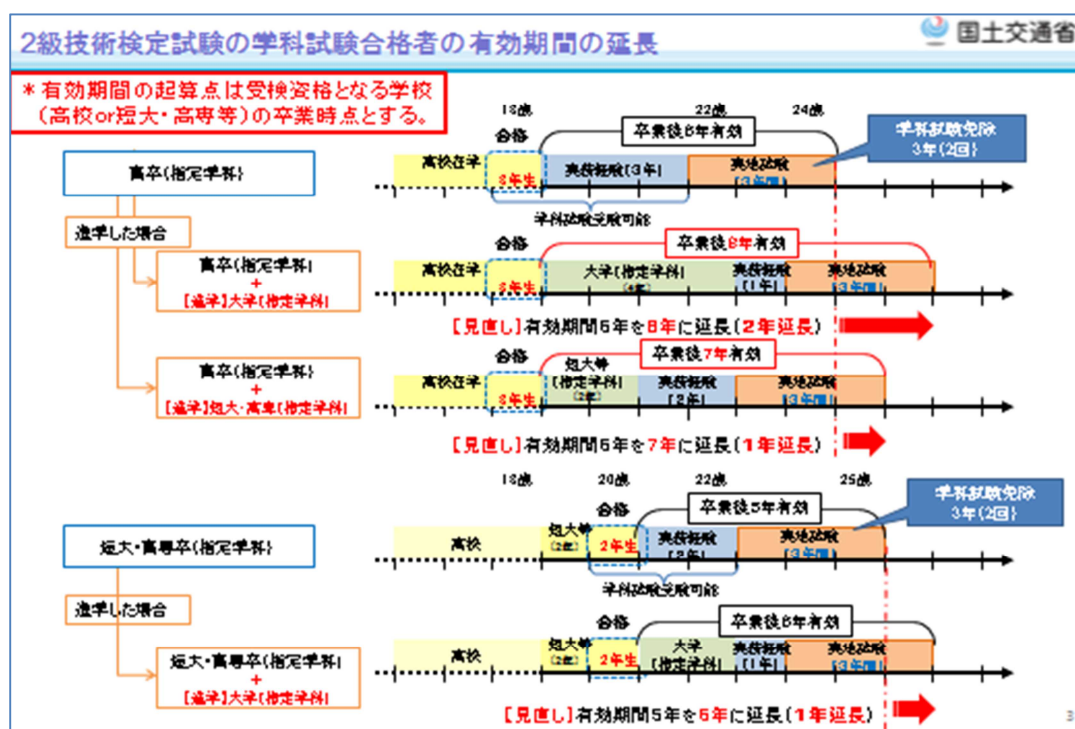


- ・短大・高専等の指定学科卒業及び卒業見込みで学科試験のみに受検し合格した者  
 (現行) 短大・高専を卒業した後 5年以内に行われる連続する 2 回の技術検定  
 (追加) 短大・高専を卒業した後、大学の指定学科を卒業した者  
 →短大・高専を卒業した後 6年以内に行われる連続する 2 回の技術検定

### 3) 適用時期

平成 26 年度の試験から適用することとなった。

なお、2)については、平成 19 年 3 月以降に高校指定学科を卒業した者を対象とすることとなった。



### (8) 2級建築・電気工事施工管理技術検定試験(学科のみ受験)の試験地区拡大

若者の確保・育成は、建設産業界において喫緊の最重要課題となっている。

このため、建設産業活性化会議の中間とりまとめの具体的施策の一環として「優秀な技術者の確保・育成等の検討ー工業高校と連携し若手が受験し易い環境づくり(会場に工業高校を使用)」(平成 26 年 6 月 26 日発表)を受け、2級建築・電気工事施工管理技術検定試験(学科のみ受験)の試験地区拡大を次のとおり行うこととなった。(平成 27 年度実施分から拡大)

<現状>

2級試験(学科のみ、学科・実地、実地のみ)について、全国 13 地区で試験を実施  
 開催都市: 札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、沖縄) 計 13 都市

<追加する地区>

2級学科試験のみ試験地については、上記2級試験（学科のみ、学科・実地、実地のみ）の試験地に、新たに次の6都市（協力高校）を追加することとなった。

帯広市：北海道立帯広工業高等学校

秋田市：秋田県立秋田工業高等学校

長野市：長野県立長野工業高等学校

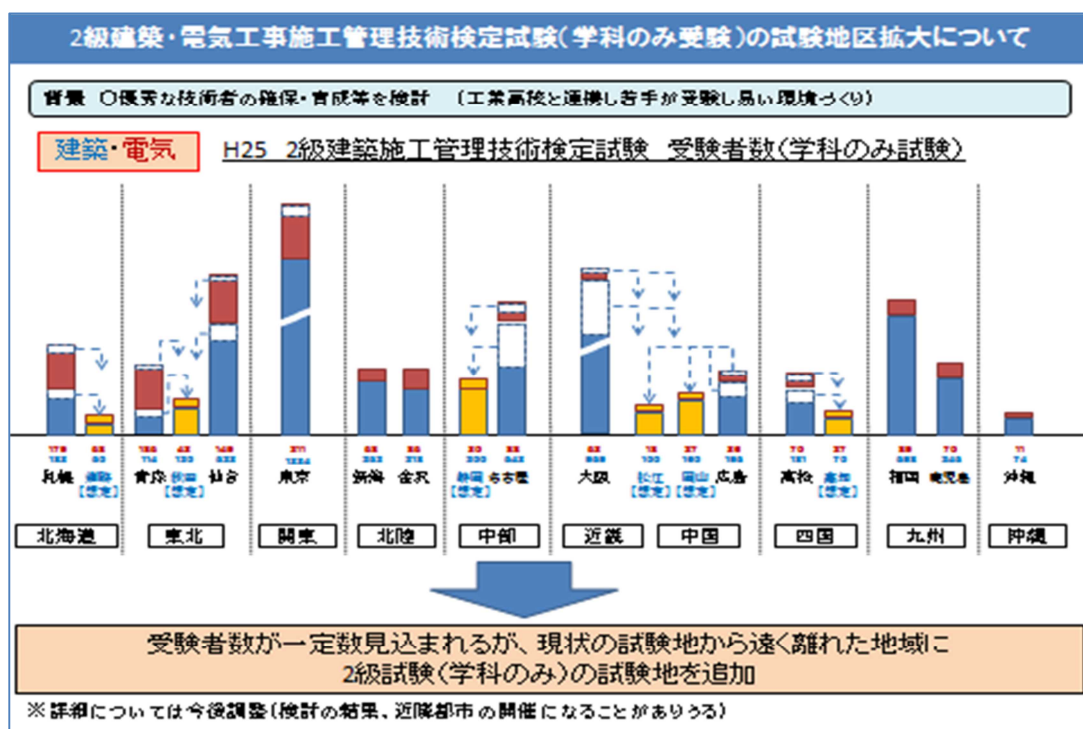
出雲市：島根県立出雲工業高等学校

倉敷市：岡山県立水島工業高等学校

高知市：高知県立高知工業高等学校

<拡大6都市設定理由等>

- ・2級土木施工管理技術検定試験の開催都市（19都市）並の試験地を設定し、若者（工業高校、専門学校、大学等の在学生）の受験機会を拡大する。
- ・拡大6都市については、受験者の利便性向上、受験者が比較的多く見込まれる地区を中心に検討する。
- ・拡大6都市の試験会場及び試験監督者の確保については、全国工業高等学校校長協会の協力のもと該当都市の工業高校の支援を仰ぐ。
- ・工業高校の協力に基づき、試験実施に係るコストを最小限にとどめ、受験者側の負担増とならないよう極力配慮する。



(9) 建設業法に基づく技術検定試験の制度見直しについて（平成 26 年 12 月 24 日国土交通省より発表）

1) 実務経験年数の基準日を変更

- ・実務経験を学科試験前日までで計算できるように変更
- ・2級合格者の実務経験は、合格発表日から計算するように変更
- ・実務経験を有する者は、従来よりも半年以上の早期受検が可能

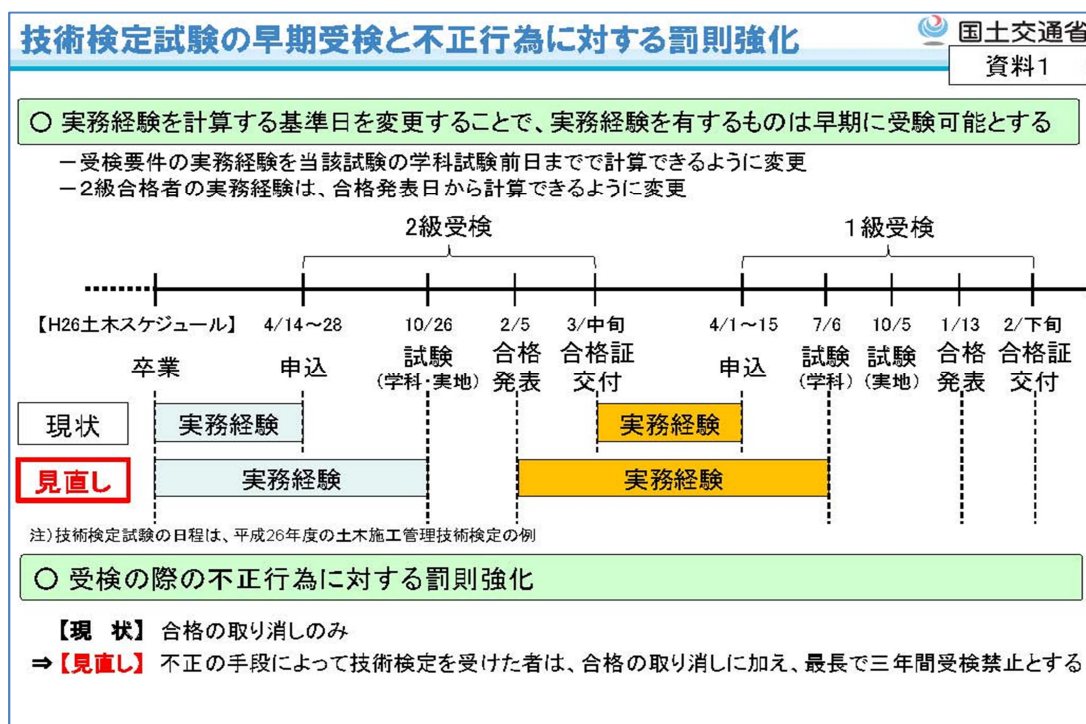
2) 不正行為に対する罰則強化

- ・不正行為に対して最長三年間の受検禁止措置
- ・受検禁止の措置に関する基準は平成 27 年 4 月 1 日より施行

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条に基づく技術検定試験について、試験制度運用の適正化を図る観点から、技術検定の受検に必要な実務経験を従来は受検申込時で計算していたものを学科試験の前日まで見込み計算できることとなった。

さらに、2級合格者が1級を受検する際に必要な実務経験は、従来は合格証明書交付日より計算していたものを合格発表日より計算できることとなった。これらの変更により、実務経験を有する者は半年以上の早期受検が可能となった。（平成 27 年度試験より適用）（下記資料 1 参照）

また、建設業法施行令の改正により、合格の取り消しに加え、最長三年間の受検禁止措置が設けられた件に関して、受検禁止措置に関する基準を定められた。（平成 27 年 4 月 1 日施行）（下記資料 2 参照）



建設業法施行令第 27 条の 9 第 3 項に規定する技術検定の  
受検禁止の措置に関する基準

1. 趣旨

本基準は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項の規定に基づく技術検定について、建設業法施行令（昭和 31 年政令 273 号。以下「令」という。）第 27 条の 9 第 3 項に基づく受検禁止の措置（以下「措置」という。）を行う場合の基準を定めることにより、技術検定を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって技術検定の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。

2. 措置の基本方針

技術検定の公正かつ適正な実施を確保するため、令第 27 条の 9 第 3 項に規定する措置事由に該当するときは、本基準に従い、迅速かつ厳正に措置を執り行う。

3. 用語の定義

本基準において、「不正行為」とは、不正の手段によって技術検定を受け、又は受けようとした行為をいう。

なお、見込みの実務経験で受検を申込み、又は実際に受検した者であって、見込みの実務経験を満たせなかった者については、その旨を合格発表前までに自己申告した場合は、不正行為に該当しないものとする。

4. 措置の基準

(1) 一般的基準

措置の内容は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げるとおりとする。

措置事由に該当する行為	受検禁止期間
他の受検者の答案をのぞき見るなどの不正行為	1 年
参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為	2 年
虚偽の出願（替え玉受検、無資格受検など）によって技術検定を受け、又は受けようとするなどの極めて悪質な不正行為	3 年

## 【建設業振興基金創立40周年記録編集委員会名簿】

委員長	専務理事	有木 久和 (前 専務理事 大八木 勝彦)
副委員長	常任参与兼事務局長	山本 淳 (前 常任参与 小松 章剛)
委員	総務部長	板倉 靖和
	経理部長	山田 一博
	金融支援部長兼経理研究・試験部長	宮崎 徹
	構造改善センター部長	南塚 忠英 (前 構造改善センター部長 枝川 眞弓)
	情報化推進センター部長	小林 安行
	管理研修部長	篠原 敬
	建築試験部長	磯部 正 (前 建築試験部長 森安 研)
	電気試験部長	平 善之 (前 電気試験部長 浅井 英利)

## 【建設業振興基金創立40周年記録編集委員会 幹事会名簿】

幹事長	常任参与兼事務局長	山本 淳 (前 常任参与 小松 章剛)
幹事長代理	総務部長	板倉 靖和 (前 常任参与兼総務部長 山本 淳)
幹事	総務部特命担当次長	中緒 陽一
	総務部総務課長	佐藤 正樹
	経理部課長代理	奥山 功
	金融支援部業務企画課長	海宝 政弘
	経理研究・試験部経理試験課長	小野寺芳伸
	構造改善センター次長	今泉登美男
	情報化推進センター次長	帆足 弘治
	管理研修部次長	小坂 孝紀 (前 管理研修部次長 松下 修)
	建築試験部建築試験第一課課長代理	櫻田 龍樹
	建築試験部建築試験第一課専門役	竹内 勉
	建築試験部建築試験第二課課長代理	笠原 賢一
	電気試験部電気試験第二課特別専門役	大城 盛保
	(前 総務部特命担当部長	篠原 敬)
	(前 電気試験部長(兼電気試験第二課長)	浅井 英利)

※ 敬称略。平成27年6月30日現在。( )内は前委嘱者

---

---

平成 27 年 7 月 16 日 発行

建設業振興基金 10 年のあゆみ

(平成 17 年～平成 26 年)

編集 建設業振興基金創立 40 周年記録編集委員会

発行 一般財団法人 建設業振興基金

---

---